

平成26年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

平成26年3月14日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |             |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 5番  | 金田裕二君 | (P 21～P 29) |
| No. 2 | 2番  | 真船正晃君 | (P 30～P 37) |
| No. 3 | 4番  | 藤田節夫君 | (P 38～P 50) |
| No. 4 | 12番 | 上田秀人君 | (P 51～P 68) |

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、議会運営確認事項で答弁も含め、1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、5番金田裕二君の一般質問を許します。5番金田裕二君。

◇5番 金田裕二君

1. 2月の記録的豪雪による当村の農業用ハウス等の被害状況と農家支援対策について
2. 山林等の除染について
3. 当村の有害鳥獣の駆除対策について

○5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。おはようございます。通告順に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、このたびの村長選挙において、4期目の当選、村長、まことにおめでとうございます。村政に課題は山積と存じますが、村民の声を大事に公約の実現に奮闘されることを望み、また、私も両輪の一部として協力したいと思っております。

さて、3日前の3月11日は大震災から3年を迎えました。追悼式、県南会場の白河市民会館前では、今年も追悼と復興を祈り、キャンドルナイト2,000本が灯され、私も行ってまいりました。一日も早い復興を祈るものであります。

前置きは以上として、本題に入らせていただきます。

それでは、質問の1番目、ちょうど1か月前の2月8日から9日、そして14日から15日と、1メートル近い記録的な豪雪による農業用のハウスなどの被害状況と農家への支援対策についてであります。

まずは、被災農家に対し、心よりお見舞いを申し上げます。被害状況はJA白河管内で、3月7日現在で686棟、15万2,600平米、再取得の被害額は約3億6,000万円と報告を聞いておりますが、まず、当村での被害状況について伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 5番金田議員の一般質問にお答えいたします。

まずは、選挙の結果、本当にお世話になりましたありがとうございます。ぜひとも村政進展にご支援賜りますようお願いいたします。

まず、この雪のことでございまして。まことにご苦労というほかはないほどの大雪でありました。私も、昭和55年のクリスマスの雪がありましたが、あのときよ

りももっとすごくて、2回、8、9日、それから15日がありましたので、まことにこの分につきましては、未曾有のというか、津波、大震災もそうですが、本当に雪もすごい降り方をするというので、まずは自宅からということで通りに入るまで、では通りからその先は、あるいは国道4号が止まっている、高速道路が止まっている、いろいろな状況で本当に皆様方大変でございました。

まず、その中でご指摘のように、この前農協の組合長さんともお話ししましたが、農業用の生産資材の最たるもので、既に中に出荷できるものがあるものも含めて、大きな農業用のハウス被害が出ております。まことに大変なことでありますので、いち早くこのことについても話をしました。

まず、この状況でございますが、3月10日にまとめたところですが、ハウスの全壊が102棟、半壊が115棟、合計217棟、農業用倉庫半壊7つ、牛舎の半壊が1棟、堆肥舎全壊1棟等があります。約6,000万円になるだろうというふうに思っておりますが、この数が思ったより多くて、そして次の準備をするためにはいち早く復旧という声が大きくなっている状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の再質問を許します。

○5番（金田裕二君） かなりの、110棟を超える被害が出たというふうにお聞きしております。

当村では、施設園芸などを取り組む農家はそう多くはないわけなんですけど、多くのビニールハウスが倒壊したという原因はどんなところに一番多くあったのかなというふうに思っております。その辺どう思われますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一つは量ですね。76センチメートルとかいろいろ出ていますが、量があったり、あるいは水を含んでいたり、重量の問題、あるいはハウス自体の構造上の問題もあります。連棟式とか、いろんな対応があったというふうに聞いております。降雪時からストーブをたいて溶かしに回ったとか、あるいはたまった雪を下に落として、そして鉄骨の曲がるのを防いだとか、いろんな対応をしましたが、やっぱり構造の問題と雪の質と量の問題といろいろ絡み合ったりということもあるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 確かに記録的な大雪、そしていろんな構造的にも、西郷村では今までは水稲ハウスが中心だったものですから、新たに園芸をされている方は連棟式を採用された方もおまして、当然連棟式ですと、真ん中に雪が落ちるところがありませんから、その重みで潰れてしまう。あまり西郷村には向いていないのかなというふうに再度認識したような次第であります。

今回の被害について、農水省では、今月3日に通常の3分の1の補助から2分の1、50%の補助をして、解体費用などについても農家負担を減らし、営農再開を支援するというふうな発表をいたしました。村でも7日にいち早く被災農家に対して説明会を開催するなど、早く対応されたことについては感謝したいと思っております。

国・県・村などの補助支援について、今日現在の数値についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、国庫補助が付くということの裏には、全国町村会、福島県もそうですが、このいち早い手厚い支援をとということを表明して要請しております。同時に、これまでの補助率を上乗せしようという動きもあるわけでありましたが、新聞等でありますように2分の1を出そうと国が言っている。そうしますと、県の補助もいろいろあるらしい。当然農協自体もいろんなことをお考えであるというふうになりますので、なるべく高率になりますように運動をしていきたいというふうに思っております。

今回補正予算等にも上げておりますが、やっぱり今後調査、あるいは対処を詳細にやる中においては、拡大する可能性があるというふうにも考えておりますので、なお、この補助の構成等につきましては、関係農協、あるいは関係者等の意見を聞きながら、よく対応していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 国を挙げての支援体制、県のほうでもまだ明確な数字が出ていないようでございますけれども、いろいろな情報をもとにしますと、かなりの高額の助成が行われるような見通しも聞いております。今後の自然災害にも連動していけばよいとありますが、今回だけの特例でないことを願うものであります。

しかし、問題はこれからでありまして、関西から甲信越、関東全域、東北と広範囲に雪害よっての資材の調達に危惧されているところでもあります。それらの資材確保の見通しなんかはどんな情報になっているか、わかる範囲でお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一番農協が資材等の調達については大きなパイプを持っていたりということがありますが、その情報であります、当然今申されたとおり、広範囲であります、あるいは構造のパイプの直径19ミリメートル、25ミリメートル、35ミリメートル、いろいろあったり、あるいは多岐にわたっている部分がある。当地方、あるいは西郷村についてはどうなのかという調査と今後の対応、それ以上のものにするのか、あるいは同じものにするのかいろいろな問題がありますが、やっぱりそれほど最初からオーケーになっている状況ではない。要するに厳しい状況もあるというふうに聞いております。資材の調達が遅れば、今度は季節との農作業との関係が出てきますので、調達状況、遅れる可能性がなきにしもあらずということを想定しながら、農家の皆様と営農関係等の打ち合わせしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 確かに村長の申し上げるとおりだと思っております。昔は水稲、育苗なんていうのはトンネルでやったり、折衷苗代だったり、今のような形態がもう当たり前になってきましたので、ビニールハウスがないからトンネルをやったというのは、なかなか切りかえが一時的であっても難しいのかなというふうにも思っております。

ます。水稻の種まきまで1か月を切った現在、農家の営農意欲が失われないように万全を期してくださるよう、関係機関にもお願いするものであります。今般の雪害に対しては、JAでは補助や無利子の融資、さらには見舞金の支給などを決定しておりますが、行政との連携プレーをさらにお願いたしまして、次の質問に移ります。

次に、雪関連で除雪について伺います。

今般の除雪については毎日苦情の電話が鳴り響き、慣れない大雪に村の担当職員も、また、業者の方も、そしてボランティアの村民の皆さんも大変苦勞されたことと思っております。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

道路には雪が解けてきて、気が付いたのはガードレールや縁石等の破損であります。これらの修繕などは誰がやるのか、また、経費はどのような負担になるのか、そういったことについて伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、今回のこの雪害は本当に道路事情をはじめ、最悪の事態をもたらして、悪戦苦闘いたしました。今、ご慰勞のお言葉をいただき、まことに担当する職員も喜んでいっていると思っております。私も14日、15日からこの司令塔である除雪担当課、あるいは関係各課、応援課が全部集まってということをしてきましたが、やっぱりあの量はそう簡単には対応できない。交通途絶により孤立、由井ヶ原の部分、あるいは台上の部分ということがあったり、今回は県道がなかなか大変だった、国道ももちろんですが。国・県道が大変でした。一部機械が潰れてしまったといったことも、役場の機械もそうでしたし、県の機械もそうだったということで、自衛隊に要請をいたしました。司令が郡山市にいますので、ぜひ西郷村の部分に。そうしましたら、布引庁舎にはブルドーザー、除雪機械がない、郡山にもないというわけであります。ちょうどそのときは中山峠が途絶しておってという対応もあって大変だったという話でありました。そうしますと、次の機材はとなりますと県であります。県ももちろん大奮闘でありました。高清水の3台、あるいは大信の2台、あるいはということで、県自体のもの、もちろん業者に対応をお願いした分については、不眠不休で既にオペレーターも精魂尽き果てるまでやっていた。もちろん、議員の諸兄におかれてもいろいろ対応していただいて、まことに感謝をいたします。

そこで、やっぱり足りないところはということで、会津のほうの応援をいただく、あるいは栃木県の応援もいただくと、こういう手配も県と一緒にやったわけでありませぬ。村の機械もできるところはということでやって、足らざるところは県の高清水のロータリーを持ってくる、あるいは大信のロータリーを持ってくる。いろんなことをやってきましたが、やっぱりそれにしてもあれだけの量を、待つ身になってみるとこれは大変なご苦勞であったわけでありまして、本当に今になってみますと、解けてしまおうと全く何であったのかということでありますが、次の備えも考えながらいろいろ今後対応について考えていきたいと思っております。

その中で、道路附属施設が除雪によって破損した場合はどうするのかと。故意ということはありませんので、道路管理者である村がやるのが一番であります。第三者が

委託された場合については、保険の掛けようもありますので、そういった対応はできませんが、第一義的には道路管理者がすべてやらざるを得ない、やる、そういったことで今やっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 故意にわざとそういった道路施設を壊す人はいないんですが、とにかくあれだけの雪量ですから、排土板でも何でも前が見えない状態だったというのはよく認識しております。道路管理者である村、そして保険対応になればそれでやるというようなお答えであります。国道とか大きな道路以外で、農道とか地区的には道路際の路肩に土をずっと押しちゃって、なかなか今度雪が解けてこれから春になると、農家の人とかが草刈りなんかはかなり支障があるんじゃないかという声が寄せられております。土がかなりめくれてしまった。そういったものについてはどのように処理、対策されるのか。もう一つだけお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のような点、なきにしもあらずですね。今回は除雪を最優先するために、もちろんオペレーターは知っておりますが、注意深くやったと思いますが、場所によってはご指摘の点があるかもしれません。もちろんよくお聞きして、その対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） そういった対応も雪が解けてやっとわかってきたというのが現実であります。よろしく願いたいと思います。

除雪等については、後段、同僚議員からもありますので、私についてはここで終わります。質問の2番目に入らせていただきます。

2番目は、除染についてであります。1つ目に当村の観光施設、いわゆる遊歩道やキャンプ場などについてでございますが、それらの除染計画についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 除染について、山林等、観光施設や遊歩道関係の除染についてでございますが、これらについては、追原地区のキャンプ場とか甲子地区のキョロロン村、温泉健康センター、そういった施設がございます。さらに温泉街がございますが、1月の中旬に甲子地区の除染説明会をいたしました。その中でこれからモニタリングをして、そういった地区ごとに除染計画の中でそういった除染を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま甲子地区、そして大平地区についてもそういった観光施設面についても除染をこれからしていくんだという話ではありますが、雪が解ければ当然観光客を迎えるわけなので、観光のお客さんにも心配のないような態勢をぜひともやっていただきたいなというふうに思っております。住宅も同時進行というふうな形でもお願いしなくてはならないのかなというふうにも思っております。

2つ目に、昨年の6月の定例会でも質問いたしました。住宅周辺から20メートルの山林除染の範囲拡大についてであります。県や一部機関が調査・検討していると聞いておりますけれども、いろんな意見があります。住宅除染は終わったけれどもどうしても裏山が20メートルしかやっていないので、何か月がたったらまたもとに戻ってしまったとか、いろんな話を聞きます。そういった調査・研究もされていると聞いておりますので、今後のそういった見通しについてちょっと伺います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 2点目の住宅から20メートルの山林除染の範囲の拡大の見通しということでご質問いただきました。この点につきましては昨年の6月にお答えして、まだ曖昧だということでお答えしましたが、森林の周辺の居住の生活環境における範囲については、環境省では今現在20メートル程度ということで枝打ち、下刈り、木の葉の拾いということで、除染の低減化というか線量を下げる効果については、宅地ほど効果が見られていないのが現状でありますので、国や県、市町村でそういった範囲の拡大、それから山林を県内全域できるようにということで要望しておりますが、環境省では20メートルを優先しているので、山林除染については今のところ計画にないということでございますので、さらに県のほうでは平成26年度に1億円を計上しまして、山林除染の実証実験でそういった効果を実証した後に、国にそういった山林除染の拡大、全域をやるようにということで要望をしていくということで1億円を計上して、除染の実証実験をやることになっておりますので、その辺の効果を得られた段階で市町村もあわせて国に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの答弁ですと、環境省では今のところ20メートル以上の拡大は基本的には決まっていない。実証実験を踏まえて、今後そういった可能性もないわけではないですね。我々もそういった方面にこれからもさらに声かけをしていきたいなというふうに思っておりますし、実施できるようにお願ひしたいなというふうにも思っております。除染の件は以上です。

次に、質問の3番目に移ります。

以前にも質問させていただきましたが、当村の有害鳥獣の駆除対策についてお伺ひいたします。

まず、今年度の農産物等の被害状況について伺ひます。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） お答えいたします。

平成25年度における現在までの有害鳥獣による農作物の被害報告を受けましたのは、熊の被害9件、イノシシの被害が5件でありました。また、熊の目撃報告は5件です。被害農作物は主に飼料用トウモロコシ、デントコーンや山間部近くの水稲でございます。被害面積までは一部しか把握はしておりません。役場への報告はありませんが、もっと多くが潜在しているのではないかと危惧しております。



以上です。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 毎回、熊、イノシシ、そのほかにもいろいろ、細かくいうとカラスから何かいろいろあると思いますけれども、大きな鳥獣ということとこんなところなのかなというふうに思っております。年々被害は減少していないのかなというふうに思います。実際、今当村にはそういったいわゆる有害鳥獣と言われる、生息の個体数はどのぐらいいるのかなというふうに思っているんですが、わかる範囲で結構です。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 生息個体数は、概数は全国的には平成23年度の推計のデータでイノシシ自体は88万頭ぐらいというような形になっております。特に西日本で増加している状況です。福島県のデータでは、平成20年度の推計なんですが、イノシシは2万頭程度と。最新のデータは出ておりません。原発の影響で捉えても食することができない、また狩猟者の減少で増加の道をたどっていると報道されております。西郷村でも何頭というのはちょっと把握していないんですが、今までイノシシの被害はそんなに出ておりませんでした。やはり個体数が増えているので被害が顕著でございます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 昨日の新聞だったですか。昨日だか今朝の新聞に、県内の避難地区でのイノシシ駆除がされて、かなりの頭数を捕獲したというふうな記事が載っておりました。当然西郷村もなんやかんや、最初にあらわれてから七、八年ぐらいなるんでしょうか。今ではもう村全域にわたるようになりました。あちこちで親子連れで連なって歩いている姿が目撃されるようになりました。間違いなく増えていると思っております。このペースでいきますと、近い将来、営農活動に重大な影響が出るというふうに思っておりますが、今後どのような対策を検討しているか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 被害対策としまして、有害鳥獣捕獲隊員による捕獲活動を実施しております。今年度ですが、現在まで熊2頭、イノシシ27頭を捕獲しております。さらに狩猟での捕獲としまして20頭の報告も受けております。

また、鳥獣被害対策事業補助金というのを活用しまして、電気牧柵によりイノシシの被害の防止施設の設置を推進しております。今年度は9件実施しております。有効な手段はなかなか見当たらないんですが、やはり地道に有害鳥獣捕獲隊員にお願いするとともに、今までは個々の牧柵というふうな形で囲っておったわけですが、来年度から一定区域をまとめまして、それからイノシシが排除できるようにしていこうという手法も考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 今年度は熊2頭、イノシシ27頭というようないろんな捕獲数がありました。やはり鉄砲、狩猟免許を持った方がどんどん減っている。その中でわ

なによる狩猟が主になっているんですね。そういったものもだんだん緩和されていき  
そうでございますので、今後ともそういった牧柵なんかと併用しながら、とにかく個  
体数を増やさない方向で、そちらのほうに懸命に努力していただけないかなというふ  
うにも思っていますし、今の2月の県議会の中でも、イノシシに対する捕獲補助金が  
今までは県のほうでは1頭5,000円だったのが3,000円アップして  
8,000に引き上げるというふうな発表がありました。当村は現在、ほかの町村よ  
りは多いですね。ほかは1万円ぐらいですけれども、西郷村は既に前回引き上げてい  
ただいて2万円。私はもうちょっと1段ランク、大幅なアップをお願いできないかな  
というふうに思ったりしますけれども、大胆な政策が何かないか最後にお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 農政課長。

○農政課長（東宮清章君） 西郷村としましては、ほかの地区より若干高めな報奨金を出  
しております。先ほどおただしありました2万円というふうな補助金を出してありま  
す。そのものを今後もう少しどうかというご意見ですが、平成25年度から上げたば  
かりなものですから、また、有害鳥獣捕獲隊員とも相談しながらやっていきたいと思  
いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいま最後に駆除隊とも協議して、よりよい方向をつかみたい  
というような話でありますので、そのようにぜひともお願いして、また、毎年田畑が  
荒らされるというようなニュースがなくなる日を期待しております。これで有害駆除  
の話を終えたいなというふうに思っております。

昨日、西一中の卒業式に出席させていただきました。大震災直後に熊倉小学校で入  
学式をした生徒があれから3年、いろいろな思いを胸に卒業されて、大きく成長した  
姿にエールを送りました。卒業文集「柏」の中に秋山校長先生の挨拶が記載され、震  
災の中聞いた詩人宮澤章二の「行為の意味」の一節が書いてありました。「こころは  
だれにも見えないけれど、こころづかいは見える。思いは見えないけれど、思いやり  
はだれにでも見える」。そういった有名な詩でございます。震災復興も除染も一日も  
早く村民が安心して暮らせる西郷村になることを祈り、以上で私の一般質問を終わ  
りますが、最後に村長に震災復興についてのこれだけはこの思いをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の詩の一節はテレビでやっていますね。聞いたことがあります。  
まさにこの福島県民相携えて、運命共同体浜通りを助けようと。そしてこの沈んでい  
る、マイナスからプラスへの脱却、あるいは復興への道筋、こういったものをという  
ことを暗に言っているんだらうと思います。私もこのマイナス下にある地震・津波プ  
ラス原発がありますので、この除染、本当にいち早くやっつけていかねばならない。地域  
の座談会、あるいは説明会において、まさにその要望は強いと確信いたしました。そ  
のためにはやっぱり段取りを付けて、そして予算を持ってきて、放射能は目に見えま  
せんが、除染した後は目に見えます。そういったこともあって、やっぱりいち早くこ  
のことを緒につける、あるいは早く終わらせる、まずはこれを第一にやっていきたい

というふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、2番真船正晃君の一般質問を許します。2番真船正晃君。

◇ 2 番 真船正晃君

1. 少子化対策及び子育て支援について
2. 人材育成基金奨学金について

○ 2 番（真船正晃君） 2 番真船正晃です。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、私のほうからも今回の村長選挙において 4 期目の当選をされました村長に心よりお祝いを申し上げたいと思います。

さて、1 番目の質問ですが、今回の選挙の村長の公約でもあります、4 期目の 6 つの約束の中にもある少子化対策と子育て支援についてお伺いをいたしたいと思います。

我が国は男 79.59 歳、女 86.35 歳となった平均寿命の伸びや出生率の低下等によりまして、少子高齢化が急速に進んでおります。平均寿命、高齢者数、高齢化のスピードでは世界一の高齢化社会と言われており、人口の 4 人に 1 人が高齢者となるなど、とりわけ労働力の減少や社会保障費等、経済に与える影響は多大なものがあります。また、一方、少子化につきましては、女性が一生に産むとされる合計特殊出生率が平成 17 年に 1.26 まで下がったわけではありますが、その数字が平成 24 年にはやや上昇いたしまして 1.41 となったものの、本格的な回復の兆しはまだまだ見えず、人口を維持すると言われております 2.08 の数字からは大きく乖離しております。このまま少子高齢化が進みますと、人口の減少はもとより、社会を支える働き手が減少し、国民所得の減少にも影響を及ぼすものと考えられております。大きな課題となっております。

このような中、西郷村は県内でも高齢化率が一番低いということで、それぞれ報道等でもなされておりますが、また、大震災後でも唯一人口が増加しているという自治体であるということで、昨年 7 月には住民基本台帳で 2 万人を超えたということがありましたが、大変喜ばしく、今までの政策、特に子育て関係が大きく関与しているものと考えております。

しかし、当村におきましても、少子化等の問題は当然例外なくあるものと思います。現在の少子化の状況につきましてお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 2 番真船議員の一般質問にお答えをいたします。

今回この少子高齢化対応について、結婚、出産に係る支援、あるいは保育園と児童クラブ等がございます。まことに当面する最大の日本の大きな問題、メガトレンドの第 1 話、少子高齢化であります。国際化とかいろいろありますが、国際経済、やはり相互にいろいろ関連はあると思いますが、戦後の混乱期、私ども団塊の世代は出生率は 4 をオーバーしていたわけであります。今やご指摘のとおり 1.26、そして福島県のほうでも東白川は高いというふうになっておりますが、2 までは至っておりません。外国でも同じ事例があります。フランスはもう 2.1 を超えてしまった。どう対応したかということも頭に置きますと、これからやることはいっぱいあると思っております。ご指摘のとおり、今後のこの人口ピラミッドが異常な形をなしていくといった場

合は、国におけるあらゆる政策、あるいは計画が大いに変わってしまう。それも悪いほうにというふうに捉えられます。よって今後の財政の問題、あるいは高齢化対策においても、やはりそれなりの力を出さなければ、今のままではじり貧になるというわけです。

その対応につきましては、いろいろ有識者が言っております。この労働力率を上げていくために、外国人労働者、いわば介護の問題とかいろいろ既にあらわれておりますが、あるいは60歳の定年を延ばす、いろいろ対応がありますが基本的にはご指摘のとおり、出生率を上げることだというふうに思っております。外国の例を見ましても、どのように対応しているかということになりますと、やっぱりこの労働力率を上げていく、そして働く人、労働力の確保、人口が減っていくとなりますと経済を支える働く人がいなくなりますので、それをどのように対応するかということと同時並行の問題であります。

現在どのようになっているかということでございまして、人口動態統計によりますデータでは、平成10年から平成14年の5年間で出生数年間平均222人、女性が一生のうちに産む子どもの平均値であります合計特殊出生率は1.94ですが、平成15年から平成19年までの5か年間では出生数年間平均196人、合計特殊出生率1.67と人数でマイナス26、出生率ではマイナス0.27と減少している状況にあります。また、直近の年齢別人口調べでは、ゼロ歳から5歳の乳幼児平均数は187人とさらに9人も減少しております。これは、問題がいっぱい内在しております。これからご指摘の質問にも関連しますが、やはり子どもが増えていく状況づくりが当面する日本、特に西郷村もそうですが課題になってくるというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君の再質問を許します。

○2番（真船正晃君） 今、ご答弁いただきましたように、実は私も昨年の入学式と卒業式に出させていただいて、そこで感じたのは、小学校を卒業する生徒の数のほうが新しく入ってくる1年生よりも多いと。要は子どもさんがどんどん少なくなっているというのが現実的にあったわけでありまして。小学校だけ見てみますと、米小だけが増えているだけで、あとの4校は減ってしまっていると。村全体でも当然新入生のほうが減っているというようなことがいい例ではないかというふうに思います。この少子化の原因でありますけれども、未婚の人が増えて晩婚化が進んでいるということが大きな要因かというふうに思いますが、未婚の人へのあるアンケート調査では、9割の人が結婚したいと考えているというような回答があったようであります。にもかかわらず、経済的に不安定だという理由のほかに、出会いがないという回答が多かったということで、出会いがないということが結婚できないというような現状もあるわけでありまして。そこで、結婚に結びつけられるようなイベントが各自治体、あるいはNPO等で開催されておりますが、少子化対策の観点からも村が実施している結婚支援についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、なかなか結婚できない一番には経済的な理由をよくお聞きいたします。まさしくこのデフレ、バブル期以降、あるいは労働者派遣法、いろいろ日本は輸出のコストカットをするために、いろんな労働力の形態を生みだしましたね。しかし私も皆さんもやっぱり生涯同じ仕事をやっていきたいということがあるわけでありまして、私も企業訪問を毎年しますが、ぜひとも正規雇用の率を増やしていただきたい、これをお願いしております。今回ベアの回答、昨日集中回答日であって、ベアがアップしております。14年ぶりとかいろいろそういったことがあります。人生設計はそう多くの経済には波がなくて、そして給料は上がっていく、年金は確保できる、こういった安心感がなければ人生設計はなかなか成り立たない。同時にお嫁さん、あるいはお婿さんの縁が結ばれるということもなかなか今後できにくくなってくると思いますので、それはそれで、国家として、あるいは自治体としても対応していくということを申し上げたいと思います。

そして、この具体的に出会いがないのではないかと、ご指摘のとおりであります。私もいろいろ若いときには、出雲の神様とかそういった方々がいろいろあちらこちらからいい縁組を持ってきていただいたということがありましたが、この頃はなかなかプライバシーとかいろんな個人の問題とかできてやりにくくなった。ましてや今や頼まれ仲人もそうですが、仲人のない結婚式も多いわけでありまして、縁を結ぶ人の誰かが手助けをしなければならないということはわかっていますが、なかなかできにくい環境にある。しかし、そういったことも復活したり、あるいは公的にもやるべきではないかという意見もあって、現在では平成17年度に福島県の地域づくりサポート事業の補助を受けて、白河市と西白河郡の町村でふれあいの場創出事業実行委員会を立ち上げまして、結婚のきっかけをつくるために出会い・ふれあいの会等を開催しております。本事業も3年間で延べ874人の参加者を数えました。この中で40組のカップルが誕生し、数組から結婚の報告がありました。好評でありますので、県の補助事業終了後も同じく白河市と西白河郡の町村会の助成をして、この事業を続けております。9年目を迎えますが、毎年150人前後の参加者と20組程度のカップルが成立しているというふうな結果になっております。参加要件といたしましては、50人程度、費用は白河市と4町村で拠出してありますが、50人程度の参加者であります。平成25年度には2回、男子80人、女子70人、合計150人の参加となりました。そのうち西郷村からは参加者は男性が12人、女性が13人、計25人となっています。なかなかPRが必要でありますので、今後とも出会いの場を提供することは重要だと思っておりますので、引き続きこの事業を推進していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今、村長の答弁にもございましたが、出雲の神様が本当にいなくなってきたということも大きな要因かと思えます。ぜひ出雲の神様の役目を自治体である村がひとつ継続して、参加者もかなり多いようでありまして、また成果も上がっているようでありますから、ぜひ継続してこの事業を続けていただきたいなど

いうふうに思います。

次の質問に入らせていただきますが、結婚しまして2人が安心して子どもを1人より2人、そして大事なのは3人目、もう一人産んでいただく、そのことができる環境づくりが自治体ですべき大きな仕事ではないかというふうに思います。子どもは今や病院で産むのが常識となっているわけでありましたが、出産費用を聞いてみますと、病院によって違うようではありますが約40万円ぐらいかかってしまうというようなことを聞いております。このようなことを考えましても、村として出産に関してもどのような支援・助成等を行っているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 出産の支援についてのおたがしでございました。元気な赤ちゃんを出産していただきたい、母子手帳の交付、ご妊娠の方の生活、栄養に関する相談・指導、また、産後におきましては赤ちゃんの訪問を実施したり、母親の育児の不安の軽減、心の不安解消についての事業等を行っております。

平成24年度の母子健康手帳の交付は176件、全ての妊婦に健康相談を実施しております。赤ちゃんの訪問は183件でございました。また、不妊治療でございます。不妊で悩む方もおいででございますので、特定不妊治療に要する治療費の一部助成を行って、経済的負担の軽減を図っているというところでございます。不妊治療は医療保険の適用とならないために、1回の治療につきましては上限15万円まで1年間に2回、通算5年を限度として実施しているところでございます。平成24年度は9件の助成がございました。

次に、出産にかかります費用でございますが、おたがしのとおり状況にあると思っております。健康保険では、出産の育児一時金が原則42万円支給をされます。また、出産する世帯の負担軽減を図るために、医療機関等への保険者が直接支払う制度となっております。出産時に高額な費用を用立てる必要がございません。妊産婦につきましては、少子化事業の一環とした村単独事業で妊娠5か月齢から出産の翌月までの医療費を無料化しております。これは妊娠中の医療を安心して受診できるようにし、元気な赤ちゃんを出産していただくことを目的としたものでございます。

乳幼児につきましてはご承知のとおり、医療費の無料化を早くから実施しております。出生直後から医療を安心して受診できますよう、健康の確保に努めているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今後も出産に関しましても、多面的なご支援、そして助成等についてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

現在子育てをしている多くの方々には、共働きで働いていらっしゃると思います。また、多くの方が核家族でいるというのが現状でございます。したがって、働くためには子どもを保育園に入園させなければならないというような形になってくるわけですが、都市部では保育園難民なんていう言葉も出ているぐらい待機児童のことが問題になっております。我が西郷村では、平成26年度待機児童、保育園の入園

状況、この辺どのような状況になっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、2番真船議員の一般質問にお答えします。

一般質問の4点目ですが、保育園の入園状況についてお答えいたします。平成26年度の保育園の申し込みにつきましては、昨年11月に申し込みを受け付けております。それで今年の1月に入園決定をいたしまして、今村内にございますみずほ保育園、まきば保育園、川谷保育園の3保育園の定員が現在では375人ですが、25%超の471人の入園で決定をいたしておるところでございます。それで現在のところの4月時点での待機児童はおりません。全員決定をいたしておるところでございます。それで保育園の入園につきましては、ご質問のとおり、核家族の増加と相まって共働き世帯が一般化し、村内乳幼児のおおむね大体42%ぐらいが入園するような現在の状況になっております。これら保育園の需要に対応できますように、今般の定例会にみずほ保育園の定員を現在120名なんですが150名の定員増ということで議案を上程しているところがございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。今後とも働く世帯の育児支援の充実ということに努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 次に、子育て支援の質問の最後ということで、児童クラブについてお伺いをしたいと思います。

現在、村の児童クラブは各小学校単位で米、羽太、熊倉、小田倉の4クラブ、そして川谷小の児童クラブ運営委員会での合計5クラブということで設置されていることを認識しております。この保育園についてと児童クラブの関係ではありますが、保育園と児童クラブの利用可能時間に差があるということで、実際に両方に子どもさんを預けてお迎えに行くというような方等から、両方の利用時間が違うために非常に毎日の迎えに支障があるというようなご意見がございます。また、土曜あるいは日曜日に勤務することが多い仕事、特に看護師さん、あるいはサービス業に従事されている方、こういう方々から土曜日にぜひ児童クラブの開設をしてほしいと。保育園のときには利用できたんだけど、小学校に上がった途端に土曜日対応せざるを得なくなったというようなことで、勤めにも影響しているというような切実な声が寄せられております。これらのことはさらなる児童福祉の充実を図るという観点からしましても、ぜひ平日の利用時間、あるいは土曜日、これらの対応を保育園に合わせる形で検討できないか、ぜひお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） それでは、ご質問の5点目の児童クラブの運営についてお答えしたいと思います。

児童クラブにつきましては、今おただしのとおり、各小学校単位5クラブですね。川谷児童クラブにつきましては、保護者会での運営ということで、ほかの4クラブ、



小田倉、米、熊倉、羽太につきましては福祉課のほうで所管して運営しております。近年、働くお母さんの仕事が多様化していることから、児童クラブにおけます活動時間の延長や土曜日の活動等が多く要望が出されるようになりました。これは今ご質問の中にもあったのですが、保育園につきましては時間の延長や土曜日の保育を特別事業として3保育園もやっているということから、保育園から小学校に上がりまして、確かに児童クラブの時間帯と違うということから、同じ内容等で運営してほしいというふうな要望がございました。それで、今般このような大変厳しいお母さん等の就労関係の環境を考慮しまして、新年度に向けまして保育園と同じように1時間延ばして午後7時までとか、あと土曜日の児童クラブにつきましても、通常の児童クラブと同じく保護者の仕事等の理由によって子どもを見ることができないということが大前提にあるものですから、土曜日については当初、小田倉児童館1か所で4クラブを合同してやっていくということで、今調整を進めているところでございます。おただしのおとり、少子化の影響は多方面にわたって問題が発生しております。若い世代が安心して子育てをしながら働けるような村づくりの施策を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いします。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 2番議員、ちょっと休憩にしたいので、ちょっと待ってください。（不規則発言あり）いずれにしても休憩しなければならないので。申しわけないけれども。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。  
(午前11時00分)

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。  
(午前11時20分)

- 議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

2番真船正晃君の質問を許します。真船正晃君。

- 2番（真船正晃君） 引き続き質問を続けさせていただきます。

ただいまの答弁でご要望いただいた保護者の方、大変喜んでいただけるものと思います。次世代を担います子どもたちは、当然親の宝であり、村の宝であり、そして国の宝であります。子育ての施策充実はさらなる人口の増加によります実質的には人口2万人達成、これらに当然つながってまいります。村長の目指します活力と笑顔に満ちた村づくりに結びつくものと思いますので、実施についてよろしく願い申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

質問の2番目といたしまして、人材育成基金奨学金についてお伺いをいたしたいと思っております。

1年前の平成25年第1回定例会一般質問におきまして、人材育成のための新しい制度である奨学金について質問をさせていただきました。いよいよその奨学金貸与の

時期となってきたわけではありますが、第1回目であります本年の奨学金制度の利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長。

○教育長（加藤征男君） 真船議員のご質問にお答えいたします。

奨学金制度の利用状況ということでございます。お話しありましたように人材育成基金を活用しました奨学金、準備を進めてまいりました。この奨学金は能力があるにもかかわらず、経済的な理由によりまして高校や大学等への進学・就学が困難な方に入学時の一時金を貸与するというところで、有意義な人材の育成ということを目的に実施するものでございます。高等学校、高等専門学校等に進学等を希望する方に30万円、そして大学、短大、専修学校等に進学等をする方に50万円という内容でございます。募集の人数につきましては、それぞれ10名程度ということでスタートさせていただいたところですが、今年度は募集期間を平成25年12月2日から12月25日までとして募集を行ってまいりましたが、その結果、高等学校、高等専門学校等の枠では3名、そして大学、短大、専修学校等の枠では9名の方の応募がございました。1月に開催されました教育委員会の第4回定例会におきまして、応募者全員が奨学資金の貸与を受けると、そういうことで奨学生として認めていただいたところでございます。

現在は、提出されました各種申請書類の確認等を行いまして、3月中には貸し付けということで事務を進めているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） ただいま答弁をいただきましたが、高等学校、高等専門学校枠につきましては3名と、大学、短大、専修学校等については9名ということで12名の方が応募があったということではありますが、利用される方は大変喜んでいただけるものと思います。平成26年度当初予算の説明会を聞いた中で、本年度は2年目となります本奨学金800万円の予算額となっているようでありましてけれども、この人数20名の枠と金額の枠、平成26年度これらの対応をどのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

触れてもいただきましたが、予算説明で申し上げましたように、予算をお願いをしているところでございます。この中で20名という枠でのお願いをしておりますので、今年度の応募の状況を決定しました方々の数をぜひもっと希望をしていただきまして、せっかくの奨学金でありますので、大いに有効活用していただきたいというふうに思っております。広報なども充実いたしまして、この制度のことについて届いていくよう配慮も十分にしていきたいと思いますというふうに思っております。また、先々につきましては、いろんなご意見を賜りながら、必要に応じて拡充、そういうことも視野に入れながら、いろんな方のご意見を賜り、検討もさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君。

○2番（真船正晃君） 今、答弁をいただきましたが、ぜひ2年目となります平成26年度は、この奨学金制度をまだおわかりになっていない方が多いかと思っておりますので、平成26年度は周知徹底を図りまして、予算額満額利用していただいて、当初の目的であります人材の育成に役立てていただけるように、今後の対応についてよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

最後になりますが、4期目となります村長に多くの村民の方が期待をしております。6つの約束をぜひ自信を持って政策に取り組んでいただきまして、皆さんが喜んで住んでいただける、喜んで西郷村に家を建ててみたいと言っていただけるような活力ある、そして笑顔のある西郷村をぜひつくっていただくように心からお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 2番真船正晃君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第3、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇ 4 番 藤田節夫君

1. 村長の選挙公約について
2. 「子ども子育て会議」について

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番、日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、さきに行われた村長選の選挙公約についてお伺いします。

結果につきましては、現村長が 4 期目当選という結果で終わりました。しかしながら投票率がわずか 56.5% と低い投票率でした。原因はいろいろ考えられると思いますが、佐藤村長の獲得した票は 65% でしたが、全有権者からすれば約 3 分の 1 であり、当選をしたからといって喜ぶような結果ではなかったのではないのでしょうか。3 期 12 年の村長への批判が、今回の投票行動にあらわれたのではないのでしょうか。その辺のことも考慮して、今後 4 年間、村民の福祉の向上に向け、村政に当たっていただきたいと思えます。

村長は、今回の選挙で今後 4 年間のマニフェスト、いわゆる政策を立てて村民に公表して選挙を戦われたわけでございますけれども、今回の村長の公約は、「もっとも子どもにやさしいむらづくり、そして放射能を含む全ての災害から子どもたち、村民を守ります」がメーンスローガンでした。サブスローガンとして、6 項目挙げておりますけれども、その項目のいずれにしても具体性がなく、村民の方々からも何を期待したらよいかという声が聞こえております。子育て対策や高齢化社会に向けたむらづくりなど、村長が今後 4 年間、村のために、村民のために何をしていただけるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

まず、マニフェストの 1 つ目として、村民を守る放射能対策の実施とあります。

3 月 11 日付の民友新聞にも、東日本大震災から 3 年と題して、県内の各市町村の首長のメッセージが載っております。村長も力強く放射能から子どもを守るあらゆる対策を加速させると書いてありました。あらゆる対策とは具体的にどのような政策を考えているのかまずお聞きします。

○ 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○ 村長（佐藤正博君） 4 番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

投票率が低いとか、あるいは村長の信任が少ないんじゃないかというお話でございました。厳粛なる審判を受けたということをお私に思っております。あなたはそうではないかもしれませんが。しかし選挙の結果は結果、それをよく考えてやらなければならない。そういうふうに私は考えております。ですからそのことを頭に置いて、よくこのご質問、あるいは対応していただきたい、そのように思います。

私は、今回の選挙は非常に異常な状況下にあったと思っております。選挙というのは、自分の政見を出して、そして村民の信用をとるという形の選挙です。結果は投票率が低いというお話でございます。やっぱり上げる努力をしなければなりません、なぜ低いのだろう。そしてそれが数字として過半数を得ていない。そういった判断をされます。物は見方ですね。しかしそれは正比例の原則もあります。それは六十数%

という数字があるわけで、ですから、私はこの村長というのは、村民の意識を体して、そしてその代表者として執行していくということであります。執行権があるわけで、それを頭に置いて、今後4年間やっていく、やっていかなければならないわけであります。異常と申しましたのは、やっぱり政見でいくという選挙でしたが、それ以外のこともいっぱいありました。ビラとか、立て看板とか。やっぱりどういうふうにするんだということが争点になければならないというふうに思っております。書いた人の名前がない投げ込みとか、そういった書類がありましたのでいろいろ見ましたが、なかなかこれを看過できない内容がいっぱいあります。そういったことも頭に置いてこの結果があるというふうに私は思っておりますので、そういうことを念頭に置いた行政をやっていくというふうにしていきたいと思っております。

さて、おたしのとおり、公約を掲げました。現状は議会で答弁している、あるいは政策に打ち出す、予算に出していく、これが現実論であります。しかし理想は、やっぱり西郷村が持っているこのキャパシティー、土地、人、資源、あらゆる資源を動員して、今ある状況からさらにいい方向に向け、そしてそれを実施した結果が村民のものとして返ってくるということがなければ、これはやった意味がありませんので、そのために努力していくわけであります。そのためにということで6つ掲げました。具体的に、今あらゆるとはどういうことかということであります。物事をなしていく、最終的に私は一つの家庭の中に全ての問題はあるというふうに思っております。1つは家庭の経済、健康、あるいは教育、医療、そして教育文化、そして我々はこの歴史の通過点にいます。後世に何を残したのか、震災復興の歌がありますね。何を私たちが残すだろうと、残したんだろうということがあります。これを念頭において頑張らなければ、私の存在価値はない。よって、西郷村をよくするための議論を闘わせようではないかというのが選挙の公約であります。あらゆると申しましたのは、一つはやっぱり行政を家庭に内在する全ての問題に対して対応しなければなりませんので、そういう意味で言うと、過不足なく、あるいは取り落ちなく、そしてあらゆる資金を動員して対応していくという意味を込めて言っているわけであります。ぜひとも、この趣旨をご理解の上、村民の福祉向上と我が西郷村政の発展のためにご理解とご指導を賜りたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の再質問を許します。

○4番（藤田節夫君） 今、村長からお答えをいただきましたけれども、いつもの答えとどうか、行政のすべて、それは当然でしょうけれども、やっぱり村長選に出て、4年間目に見える政策が私は必要なのかなと思います。全般的に言えばそういう形になると思いますけれども、ただ、やっぱり私たち村民に夢を持たしてくれるようなそういった施策が、1年でできるか2年でできるか、それはわかりませんが、そういった形で村民に示していただきたいと私は思います。ましてやこの放射能から子どもを守っていくんだということであれば、なおさら具体的なものを、村として、村長としてはこうやっていきたいというような話が伺ったんですけども。当然原発事故から3年が過ぎましたが、今も目に見えない放射能で不安を抱えながら子

どもを育てているというお母さんたちがたくさんおります。村長もご存じだと思いますけれども、既に県内では33人の甲状腺がんの子どもが発見されました。さらには村においても1名の子どもさんが甲状腺がんが発見された。そのほかに42名の子どもさんが甲状腺の疑いがあると、当然新聞等に公表されているのでその辺はご存じだと思いますけれども、こういった不安を抱えて、これから先、10年、20年、親御さんも子どもさんも暮らしていかなければいけないですよ。そういったことを考えれば、相当な精神的な苦痛があることは間違いないと思います。そういったことで村長も放射能から子どもを守るということで発言はしているんでしょうけれども、もう少し具体的なことが聞きたかったと私は思います。

もう一つ言うならば、昨年の議会で全会一致で可決した西郷村原子力損害賠償対策審議会や西郷村子ども診療所等設置条例を実施することにより、放射能から子どもを守り、少しでも村民の安心が確保できるのではないかと私は思っております。さらに今後何年も放射能の影響が続くことが予想されます。そういった意味では、放射能に関する専門の職員を配置するなど、もう少しきめ細やかなそういった対策が私は必要だと思っております。これ以上村長に聞いてもさっきの答えで出でまわっていますので、今後4年間やる中で、本当に放射能とどう付き合っていくんだと。除染は大分進んで西郷村もやっていますけれども、そのほかの問題、先ほども議員のほうから出ましたけれども、ほかの住宅以外の除染はどうするんだというようなこともあるので、ぜひそういったことも進めていっていただきたいと思っております。

公約の2つ目として、「自然と調和した快適な村づくり」として村長は挙げました。村の幹線道路、私もこの間も議員になってからずっと議会でもやってきたし、県南事務所に行って要請もしてきました。289号の真船地区の歩道です。甲子トンネルが開通してもう4年になりますけれども、あそこだけが歩道を何とかしてほしいということで、村長もいろいろ骨折りはしているんでしょうけれども、一回工事に手をつけましたよね。ところがすぐ終わってしまうと。また今回できるのかと思ったら、また途中で終わってしまう。そういった状況で私は、村長の力、本当にあの地区が危ないと思ったのであれば、やっぱりそういった強い力で県南のほうに、上のほうに言うべきだと私は思うんですよ。今だってあのままで、工事用のバリケードですか、なお狭く感じて、この間大雪が降った日、それはそれでしょうがないと思っておりますけれども、結局ほかの道幅よりあそこだけ狭いんですよ。当然わかっていると思うんですけれども。そういった意味でも、道路がすれ違えない、どちらかバックするしかない、そういう状況だったんです。だからこれも私は村長に力があれば、町村会長まで一生懸命やってきたわけですから、我が村の村民の子どもたちを守る、事故が起きたらもう取り返しがつかないわけです。そういった意味では早急にやっていただきたいと。村長はこの件をわかっているかどうかわからないんですけれども、完成はいつ頃になるのか、村長、わかっているらばお答え願います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 4番藤田節夫議員のご質問にお答えします。

真船地区の歩道につきましては、平成27年度に完成予定でございまして、あの地区につきましてはかなり車道幅員が狭いために、側溝を入れまして拡幅工事、それと舗装全体の修繕も含めまして、平成27年度完成予定でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 平成27年度ということは、あと2年かかるんですね。あそこはご存じのように障害物も何もない、家もなければ何もないんですよ。あと2年ああいう危険な場所を放置しておく、村長、どう思いますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 早く終わるように、県と調整してお金を早く付けてもらうようにという話をします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 県のほうに言うということですがけれども、やっぱりこれは村長の力で早急にやっていただきたいと。ただ毎年調整会議でやっているわけではなくて、いろんな意味でも自衛隊から何から会津の人はバンバン雪道だって飛ばしてきてしまうし、彼たちは慣れているから。そういった意味では一日も早く早急に努力してもらいたいと要望していきたいと思います。

次に、墓園の整備促進ということでお伺いしたいんですけれども、聞くところによると今、村営のお墓は1こもないという状況なんですけれども、村長の公約では墓園の整備促進とうたっているんで、村長はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 墓園は今申し込みと供給が足りません。よって地域のご理解と、それから地権者と、それから今の管理者と相談しては早くやろうというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） もう内山のほうはいっぱいできれないと聞いておりますけれども、場所的にどの辺を考えていらっしゃるんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 原中の場所の拡張を考えております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 原中のほうの拡張を考えているということですがけれども、これは村長もご存じだと思いますけれども、相当道路幅が狭くて結構工事の時間がかかるような感じがするんですけれども、今、村には、ほかから移り来て住んでいる方たちがたくさんいます。グリーンタウンの方を含めて、西郷村に移り住んでいる方がたくさんいるんですけれども、そういった方がお墓がないということで今悩んでいる方がいるんですけれども、そういった意味ではやっぱり計画的に取り組んでいただきたいなと思います。今回の来年度の予算では、そういった予算は計上されていないので、もしできればその辺を早く着工していただいて、安心してほかの土地から西郷村に移り

住んだ方々にそういったところでも提供できればいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

3つ目の公約として、「希望を持ち安心して暮らせる村づくり」とあります。3点ほどここに掲げられていますけれども、介護・障害福祉施設の促進、2つ目として健康増進、ぴんぴんころり運動の推進（ウォーキング、ラジオ体操など）とあります。3つ目として救急医療体制、医師確保対策の推進ということで挙げられておりますけれども、これでは何が希望を持ち、安心して暮らせるのか私にはちょっと具体的にわかりません。今、村長が具体的にこういった方面で考えていることがありましたら伺いしたと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 安心というのはやはり健康で今日も元気で食が進む、よく眠れる、そして健康が保持されている。そして家庭内に内在する先ほど申し上げた経済的、保健衛生の問題、教育、文化の問題、それから将来の家庭の存続の安心感、そういったものがクリアされなければこの安全はできません。そこに今回、ここに書いてありますのは、先ほど真船議員からあったように少子高齢化の最大眼目、そしてそれを支える社会保障費、国家として消費税19.9%まで上げなければもたない現実、こういったものをどう対応していくかということに力点を置かなければならないと思います。やはりお年寄りが安心して住めるよう、そして少子高齢化の対応ができるように、そのために健康を保持して医療費もなるべくかからないような健康を保持する運動、これは社会運動としなければだめだろうと。これは国家としての問題です。我が西郷村においても、こういったところをあらゆる手当てを講じて、そして健康で明るくそのほかの問題にも最高の力を発揮できて対応できるような家庭内の力をつくり出していく、これが一つの目標であろうというふうに思っているからであります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 一応選挙公約としてこういったことを促進していくんだと、では村としてこういった施策があるのかということをお聞きしているんですけども、当然国は国の政策が、県は県の政策があるでしょう。そういったことではなくて、今西郷村のこういった財政の中で、村としてでは何ができるんだと。そういったことを掲げるのが公約ではないのかなと私は思うんですけども、総合的な総体論としては、村長が言っていることは間違いのないと思うんですけども、具体的に西郷村でお年寄りが本当に安心して暮らせる村づくり、これは限られていると思うんです、やっぱり予算の関係があるので。そういった予算の中で村でできる施策をやっぴりここで語っていただきたかったなと私は思うんですけども、先ほど来出ていますけれども、本当に急速に高齢化社会を迎えている中で、今、年金が削減されたり、介護保険料は上がる一方、さらには消費税が4月から5%から8%に増税される、公共料金は軒並み上がっていくと。こういった意味で本当にこれからますます生活は厳しくなっていくと私は思っております。そういった中で、村として独自の対策が必要だと私は思います。例えて言うならば、高齢者や弱者、学生などが安心して暮らしていけるむらづく



りとして、今回村長も耳に入ったと思うんですけれども、お年寄りの方々が強く望んでいるデマンド型乗り合いタクシー、私も何度かここで質問しておりますけれども、いわゆるお出かけ支援バスですね。そういったものやお年寄りが気楽に集まれる憩いの場所づくり、さらには特養の入所待ちの方が毎年60名ほどいらっしゃると聞いております。そういったところの改善、そういった高齢者に優しい政策を村ができる範囲で掲げて、1年になるのか2年になるのかこれもわかりませんよ。すぐにやると言ったってできないわけですから、実施するまでには何年か準備も必要だし。そういったことを私は村長にこの4年間でこういった高齢化社会に向けてやっていただきたいと。私も常々、いろんなことをここで質問しておりますけれども、「おまえが言っているのは理想だ」なんて言われるかもわからないけれども、やっぱり村に携わる村長としては、そういったことも視野に入れて、具体的に2年契約、3年契約、では4年でこれでやりましょうと、そういったことをやっぱりやっていただきたいと私は思います。

次に、4つ目の政策ですけれども、「自立と調和の人づくり」とあります。子育て支援、少子化対策と子どもたちが実現できる環境づくりとありますが、具体的にどのような政策を持っているのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 具体的にはもちろんこれから行政の施策、あるいは予算、そういったところを出していくつもりであります。現実にはやはり独自の政策を打ち出すためには、安定した財源、あるいは基金、この増勢をして、1回始まったものは10年やめない、こういったことで私は取り組みたいと思っています。したがって、家庭内の問題から発生した問題が集約として村政にきている。村政は何をなすべきかといったときに、まず一番は経済力の問題です。基金を積んでいく、今までよく話しましたね。何もやらない村政だと。何もやらなければ事はなし得ないわけで、何もやらないということが基金をためるということなのか、次のステップへ行くのかという判断が分かりますが、やっぱり現在の乱高下する経済の中に一つの施策を安定的に打っていくためには、財源の裏付けがなければできません。この制約された財源の中にいかに一回打った政策を持続させていくか、この計画がちゃんとしていなければ、これは砂上の楼閣であります。よって、やはり財源の面等において、村長はお金を確保する、国庫、県費、あるいはその他、いっぱいあります。それを使って、そして新たな国・県と連携する部分と西郷村独自のものを打ち出せるのかということを考えなければ、これは財政運営上できないわけでありまして。そういった念頭に置いた現状論に何を上乗せできるのかということが今後の課題だと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 子育て支援、少子化対策、先ほども2番議員のほうから質問がありましたけれども、国・県待ちとか、基金を積み立てて、では2年積み立てたらどうなるのか、こういう施策があると、もしそういった考えでいるならば、そういったこともちゃんと念頭に置いて、村長としてやっていくべきではないのでしょうか。私は

思いますけれども。国・県待ちだったり、基金がないからできないとか。私はこんな大きいことを言っているのではなくて、できることからやればいいのではないかと私は思いますけれども、そういった具体的なことが何も示されていないので私はこういった質問をしているんですけれども。西郷村の人口も確かに増えています。2万人を突破して、全国で村の部第3位と喜んでおりましたが、村民が人口2万人突破を待ち望んでいたのなら、突破記念として何か目玉的な政策があってもよかったのではないのでしょうか。私の耳には入ってきておりませんが、そういった目玉的な政策はまだ間に合うと思うんですけれども、何かありますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 行政評価というのは個別のものもありますが、やっぱり一番の目標は限界集落とか人口減少とか、ゆゆしき一大事に対応するためには人が増えるかということです。もちろん少子高齢化はまた別物ではありますが、社会的流動性がどう動いていくのかということは、一つの行政評価になるわけでありまして。その行政というのは先ほど申し上げた多方面、多岐にわたります。その集約の結果として、西郷村をお選びいただく。社会増がある。だから人口が増えるというふうになります。その社会増がある、人が増えるということは、やっぱり政策にいい判断があったというふうに私は思います。その結果として人が増えていくということは、やっぱり喜んでいいことだと。喜ぶべきものについて何か記念すべきはというよりも、やっぱり今の個々の問題をもう少し集約して、そして施策に打ち出すべきだと。このよく見えないマニフェストと言ってありますが、もちろんこれから打ち出す政策はいっぱい出てきます。予算を伴います。そして、そのための体制づくり、応援態勢もつくらなければできません。そういったことを頭に置いて、今言っているわけでありまして、特別なことがどうなのか、何かやりたいこともあります、今のところは総合的にやっついこうというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 具体的なあれはなかったんですけれども、私が思うには、2万人突破したんだから、ここに子育て支援、少子化対策、子どもたちが実現できる環境づくりと書いてあるわけですから、そういった意味では政策的に入学祝い金とか、副教材の無償化、給食費の助成、出産祝い金、インフルエンザの助成など、ほかの自治体では少子化対策としていっぱい取り組んでいる自治体がありますよね、村長もご存じだと思いますけれども。そういったことを一つでも取り組んでいただければ、私としては本当に村民、子どものために子育て支援になるのかなと思っております。

今言われたように、子育て支援も具体的には聞かれはしませんでした。しかし4月から消費税増税に伴い、村は学校給食費の値上げをしてきましたね。県内の自治体を見ると、消費税を給食費に転嫁させないで家計の負担を増やさない、消費税分は自治体で負担するという市町村も実際には出ております。あるお母さんが言いましたけれども、選挙が終わったら給食費の値上げの通知が来たと言っていました。本当に今子育ては大変なんです。そういった意味では、私もまったくこれは同感と思ってお

りますけれども、この件に関して、村長がいつも温かく活力ある村政をつくると、であればこういったところも配慮してほしいと。上下水道も当然消費税がかかってくる、すべての公共料金に消費税がかかってくるわけですから、せめて子育て中の家庭には少しでも温かい手を差し伸べるのが普通なのかなと私は思いますけれども。この件で言いますと、村ではマクロビ給食をやっておりますけれども、600万円補助を出しているんですよね。ところが今回100万円削って500万円なんですよ、来年度の予算が。私はではこのマクロビ給食の100万円を削ったのならば、消費税増税の分、それを村として補助してやると、そういった温かい気持ちが欲しかったのかなと思います。

今後ますます少子高齢化が進むのは目に見えておるんで、村として真剣に計画を立てて取り組んでいくことを要望したいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時02分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の質問を許します。4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 午前中に引き続き質問を続けたいと思います。

5つ目の村長の施策として、「豊かさを実感できる活力あるむらづくり」とうたっております。何といたっても企業誘致が最も最優先課題だと思います。今後村長も企業誘致を率先してやっていただきたいと思います。それで、まきば保育園隣の村有地の利用ですが、村長がいつも言っておりますけれども、選挙公約にもこれは書いてあります。あの場所の利用ですけれども、この選挙公約には医学・工学連携による先端産業の研究生産施設の誘致を考えているようですが、具体的にどのような計画なのか、村民のためにどのぐらいの恩恵があるのかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ここに書いてありますのは、企業誘致は当然であります、今後どのような展開をすべきなのかという方向を一つ示したわけでありまして、やはり県と一緒に、あるいは国と一緒に進むということにしておりますので、そうしますとやっぱり企業という雇用を生み出すという単純にその部分はそのこととして、さて世界と競争する、あるいは放射能汚染による疲弊からどう福島県は脱却するかということについては、この再生可能エネルギーと医学と工学の連携による新たな輸出用の産業を興していく、産業創造研究所が郡山市にできたり、いろんなことが動いております。我が西郷村はこの研究施設として家畜改良センターがあったり、あるいはいろんな先端の産業がある。さらにはこの福島県には大学もありますし、そういったものと連携して、一つのイメージとすれば、私はA. T. カーニーが来たときに、同じことを実は

言っていたわけであります。あのときはトヨタ、ソニー、パナソニック、丸紅いろんなことがあって、今言ったようなことができないかという一つの考えがあった。私もこれにヒントを得たところがあります。やはり今後日本が技術立国として立っていくというためには、海外にまねをされたり、あるいはパテントがすぐ利用されたりということではなくて、日本で独自に開発して、そして世界に製品を売っていくといったものは常に世界をリードする技術がなければ日本は立ち行かないわけであります。こういったことが西郷村で可能ではないのかと、そうできないかと、そう思っているところでもあります。今後そういった道筋の上に立って、国・県、あるいはいろんな産学間の問題とかいろんなサポートをしてくれる人がいますので、具体化をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 昨年の議会の中でも誰が質問したのかはちょっと忘れちゃったけれども、あの場所の利用について質問した人がいましたけれども、あのとき村長は「あっ、よく聞いてくれました」と言ったことを私は今思い出したんですけども、本当にあのときの回答もはっきりしなかったんですけども、ではあそこはいわゆる一等地なんですよ、村の。何に利用するにしても。それがいまだかつて県と国と一緒になると言いますけれども、一応そういう地なので、やっぱり村のために村民のために利用するのが一番なのかなと私は思っているところです。今私は村民のためにどんな恩恵があるのかという質問をしたんですけども、今の村長の意見を聞いてみると、具体化はまだされていないのかなと私は思っております。こういったことであるならば、私はあの場所を高速道路のインターも近くて観光バスがあそこをよく通って会津方面に行ったり、会津方面からあの前を通過してインターチェンジへ帰ってくるというような場所でもあるので、さらには7,000坪という広大な土地なので、村民のための健康ランドや村民プール、さらには今言われたように加工場、直売所などをあそこの一つの場所に移して、村の発展のために村民の利用できるようなそういった場所にするのが、私的な考えですけどもいいのかなと思っております。

ああいういいところをそのままに放置して、今は除染関係で使っているんですか、あそこは。ちょっとわからないんですけども、竹中土木のほうで使っているというようなことも聞いておりますけれども、村長、任期4年間の中でやっぱり早目にそういった方向で、そっちの先端的な技術が本当に実現可能なのかちょっとわからないですけども、そういった意味ではそういう村民が本当に利用できるような場所に、これからでも遅くないと思うのでやっていっていただきたいと思います。

それに、今若い人が新規就農者、村でも7名ほど若い人が農家のほうの仕事をしている人が出てきているということがあって、彼たちはこれから西郷村を背負っていく若い世代で一生懸命農作物をつくっていると。結局販路がなかなか見出せないんですよ。そういった意味では、あの場所が適しているのかなと私は思いますので、村長にはその辺のこともこれは検討していただいて、やっぱりそういったところにあそこは使っていただきたいと思います。

次に、再生可能エネルギー事業の促進とありますけれども、やっぱりこれは西郷村独自のこういった自然が豊富なので、そういった意味では太陽光パネルだけにこだわらず、風力だってあるし小水力だってあると思うんです。以前からもいろんな議員の方から意見が出ておりますけれども、そういったことも考慮して、西郷村が安全な村ということで外に対してもアピールするということが求められているのではないかなと思うんですけれども、村長の「再生可能エネルギーの推進」とありますけれども、どの辺のことまで考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 福島県の方向として脱原発、そして再生あるいは持続可能なエネルギーを手にする事、もう一つは放射能に対する医学と工学の連携による新たな産業の創出、この2つが方針として出ました。私もそのときに意見を言って、同じことを言いました。ですから今の再生エネルギーについては賛成だし、もう一つ言えば、やっぱり今後ともエネルギーについては、なかなか悲観的です。やっぱり原子力はそう簡単には小泉純一郎元総理がオンカロに言ったように、なかなか最終処分が決まらない。しかしこの産業界においては、やっぱり安価なエネルギーを手にしなければならぬ。このせめぎ合いは当然続く。しかし福島県は脱原発しましたので、新たなエネルギーを手にししながら、同時に省エネルギー、節電、あるいは省エネルギーの暮らし、そういったことを目指していかなければならない。同時にこの再生エネルギーについては、風力、ソーラー、水力、地熱、バイオからいろいろありますね。しかしながらコストから言いますと、そう簡単にはまだまだ事業化できるというのは容易ではありません。ただ力、本腰を入れてきたことは事実でありますので、これが当村にとってどのような展開ができるのかという具体的なところに入っていく段階だろうというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今日の新聞にも荒井議員ですか、あの人が国会で家庭用省エネ機器大規模普及ということで、政府のほうに求めておるんですけれども、担当大臣も積極的に折衝していきたいということで、国のほうも動き始めたんですけれども、そういった意味でも、今具体的にはこれからだというようなお答えでしたけれども、やはりこの辺も村の安心・安全、これから西郷村に移り住んでよかったというような施策を検討していただきたいと思います。

6つ目の施策についてお伺いします。

「ふれあいの協働の村づくり」とあります。この中に住民直結行政の推進とありますが、先日ある村民の方から言われました。村長と対話をするのに申請書を出すようにと言われたと私は聞きましたけれども、村民と対話するのにいちいち上から目線で事務的なやり方ではなく、気楽に応じるべきではないのでしょうか。また、村民との対話を重視すると言うなら、村長室を1階に戻し、高齢者や障害者、車椅子の方など誰でも村長と対話ができる体制をつくるべきだと私は思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 対話は当然開くべきだと思います。手続はいろいろ物によっては必要かもしれません。その他はご提言として受け止めておきます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いま一つは村長室を1階に設けるべきだと。今村長もそろそろ年もいっているのではなかなか階段で上がるのは大変だと思うんです。それがやっぱりもう少しいっちゃん、70歳、80歳にいっちゃん、なかなかその階段を上がって村長とお話をしたいと言ってもさっとはいかなので、できれば1階に戻してほしいということなんですけれども、その件に関してもう一度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご提言として承りました。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 一応ご提言ということで承ったことなんですけれども、考えていただきたいと思います。

あと、選挙公約にはなかったんですけれども、村の観光政策が書かれていなかったんですけれども、以前、村長は観光行政で観光リピーターをつかみたいというようなことで所信表明をここで聞いたような記憶がありますけれども、西郷村の観光行政について一言お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん公約の一端であります。行政はあらゆる分野に及びますので、観光も大きな仕事と思っています。会津、那須、白河が拠点、あるいはいろいろな意味の甲子トンネルの影響、いっぱいありますね。それを使って、そしてこの現在の状況からよりいい方向に行くための施策を打っていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 何をこうしていききたいという話は聞かれませんが、ないのかなと私も思います。一応選挙公約のほうは以上で終わります。

続きまして、2つ目の質問として、子ども・子育て会議についてお伺いします。

平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援の仕組みが大きく変わります。子ども・子育て会議とはどのようなものか、そして村として現在の取り組み状況をお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） 続きまして、質問の2点目、子ども・子育て支援新制度の取り組みについてお答えいたします。

1人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指しまして、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立いたしまして、それに基づきまして、平成27年度4月から新たな子ども・子育て支援制度がスタートするようになります。この制度のポイントとしましては、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、2番目としましては、認定こども園制度の改善、

3点目としましては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実等を行いまして、子どもや子育てに対する量、質両面にわたって支援の充実を図っていくことを目的にしております。

村におきましても、平成25年度に子ども・子育ての状況を把握するためにニーズ調査を実施いたしました。未就学、小学生の保護者各600世帯を対象にいたしましてアンケート調査を実施いたしております。結果等については現在集計・分析をしておるところでございます。平成26年度に子育てに直接携わっております保護者、子育てに関する支援者、学識経験者、子育てに係る関係者などから構成いたします西郷村子ども・子育て会議を設置する運びになっております。その上で前述しました内容や結果に基づきまして、子育ての現状や、あと要望等を把握しまして、今後必要とされます子育てのサービスの質的、量的ニーズを反映いたしました平成27年4月から5か年間にわたります事業の子ども・子育て支援事業計画、まだこれは仮称でございますが、これを平成26年度中に策定するものでございます。

今後もすべての子どもたちに良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するというこの新制度に沿った取り組みをいたしてまいりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 平成25年度中に普通だったらもう、各自治体もとっくに始まっていて、委員も選んで、さらには会議をしている状況なんです。いろいろ調べてみると。村ではこれからということで、やっとアンケートをとり終えたということなんですけれども、あと1年の中で委員を選出するのか公募するのか、そういった中で今度は会議をもって新支援制度のほうに対応していくということになると思うんですけれども、村としては委員は何名ほど予定しているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

15名以内を予定しております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 委員の任命というか、それはどのような方法で決めるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） その委員ですが、委員の構成としましては、一番に子育てのニーズに基づく計画なものですから、子育てのニーズが一番わかるのは現に子育てをしている保護者でございます。ですので、一番は子育ての保護者と、それと子育てに関する事業に従事する者、それと子育てに関して学識経験のあるもの、それとその他子育てに詳しい者というふうな形で15名を想定しております。これにつきましては、新年度始まりまして、村長からの委嘱というふうな形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 委員は15名ということですが、これは一般公募はしないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 福祉課長。

○福祉課長（中山隆男君） お答えします。

一般公募、ほかの自治体をインターネットで見ますと、しているところ、していないところ、あと子育て会議自体を設けない自治体、いろいろあるんですが、その辺は今後勉強していきながら、先ほど申しました一番子育てに携わっている保護者の生の声を反映した形にしていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 子育て中の保護者を中心に委員を募りたいということなので、私はそれについては賛成いたします。いずれにしましても、子育て中の奥さんたちの意見を聞かないと、何が問題になっているのか、どうしてほしいのかというのがわからないものですから、そういった方向で選んでいただきたいなと思います。

この新制度は、安倍首相が待機児童の解消ということでいろいろ皆さんも新聞・テレビ等でご存じですが、横浜方式に倣って進められているものですが、では実際横浜市はどうなっているかというと、ゼロ歳児から1歳児の子どもの1人当たりの面積を狭めて切り下げたり、園庭やプールを壊して増設したり、保育士なども大量に退職しているというような報道がされ、保育環境が相当悪化していると聞いております。公的責任の後退ということで、規制緩和や最低基準の引き下げを容認する新制度は、保育の質の低下を招くことが予想されますので、村としては先ほど申したように、利用者、関係者側の意見を取り入れながら、充実した保育運営をしていただきたいなと思います。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第4、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。



◇ 12番 上田秀人君

1. 介護保険事業について
2. 雪害対策について

○ 12番（上田秀人君） 12番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の第1点目といたしまして、介護保険事業についてということでございます。

現在、国会において医療・介護総合推進法という法案が審議中だというふうに理解をしているところでございます。この法案が成立した場合に、西郷村の介護保険事業に及ぶ影響についてということで、私は今非常に懸念を示しているところでもございます。どの程度影響が及んでくるのか、このことについて今回は質問したいというふうに考えたいと思います。

まず、はじめに、介護認定者において要支援1、要支援2の方、人数は何名いらっしゃるか、まずお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 上田議員の質問にお答えします。

介護認定者で要支援1及び要支援2の人数でございますが、平成26年1月1日現在で申し上げますと、要支援1が36名、要支援2が95名で合計で131名でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○ 12番（上田秀人君） ただいま担当課長のほうからお話がありましたように、要支援1が36名、要支援2の方が95名、合わせて131名と。平成26年1月1日現在ということで直近の数字なのかなというふうに理解をいたします。

さらに伺っていきたく思うんですけれども、この要支援1、要支援2の介護の方、認定されている方の、現在介護サービスの利用状況について伺いたく思いますけれども、どのような状況になっているのか。率もわかればお示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 介護サービスの利用状況でございますが、これも平成26年1月1日現在で申し上げますが、人の利用率ですが、要支援1では36人のうち19人、利用率で52.8%、要支援2では95人中65名で68.4%というような利用状況になっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○ 12番（上田秀人君） この介護保険制度そのものが平成12年から始まった制度でありますけれども、この要支援1、要支援2という介護サービスが区分されてきたというのは若干新しいのかなというふうに考えております。そういった中でこの要支援1、要支援2の方たちの介護サービスを利用されている方たちが、介護サービスを利用している状況に変化があったのか。いわゆる介護を必要とする状態が悪化したのか、も

しくは軽減をしたのか、どういふ変化があつたのか。村で把握している分でお示しをしていただきたいと思ひます。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 要支援1、2の方の状況なんでしょうけれども、確かに平成12年のときには要支援は1つの段階で平成18年の改正によりまして、要支援1、2と変わったと思ひます。それで、これらの方々にどのような変化があつたのかというようなご質問でございますが、給付費ベースで見ますと、平成24年度給付費実績は4,100万円程度でございました。本年度の見込みは4,370万円程度になります。第5期の介護保険事業計画の中で申し上げますと、最終年度の平成26年度は5,000万円を超えると。全体としては900万円ほど給付費ベースではアップしているというような状況にあります。

この要支援の給付費ですが、今後とも高齢者が多くなって要介護者が増えれば、当然増加していくというのは当たり前のことになります。介護保険というのは高齢者を当然対象にしておりますので、主な原因は加齢によるものでございます。したがって、病気等のように極端に改善したりしてよくなるというようなことはまれでございまして、状態としては現状維持もしくは悪化する傾向という方向で、そういうふうな傾向が強いというふうにご理解しております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 質問が若干逆になつてしまつた部分もあります。

この要支援1、要支援2の方たちがどのような介護サービスを利用されているのかというのを飛ばしてしまつたんですけれども、いわゆる要支援1、要支援2の方たちが使える内容として、大きなものとして考えられるのが訪問介護と通所介護の利用だというふうにご理解をするわけです。この人数と認定者数における割合、これをお示しくください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 要支援の方々のサービス利用の割合、これについてということなんですけれども、平成24年度の実績で申し上げたいと思ひます。利用の人数的な部分でちょっと見てみますと、訪問介護の利用は3.97%、これは全体の認定者総数に対する割合で今言つております。全体ですから平成24年ですと、認定者総数が579名なんですけれども、それに対してです。それから通所介護（デイサービス）が10.53%、これは給付費ベースで申し上げます。これは年間平均になりますが、訪問介護が3.32%、通所介護が6.56%というような利用の状況ということになっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） まず、なぜ要支援1、要支援2の介護サービス等々について質問しているのかということがあるかと思ひますけれども、今、国会において審議中の

医療・介護総合推進法、この中において要支援者に対するサービスの内容、また人員、運営、単価に関する基準を取り払ってしまうということがこの法案の中に盛り込まれているというふうに私は理解をしているわけです。ですから今申し上げたような訪問介護、通所介護をこの法案の中では自治体の裁量とするということで、さらにはボランティアなどに肩代わりをさせようと、こういうことがこの法案の中に私は練り込まれているというふうに理解をしているわけです。この考え方に対して、専門的な知識を持った方から、ボランティアの方が専門的ではないというわけではないんですけども、いわゆるボランティアのほうに移行していく、このことに対する考え方について村長はどのようにお考えになりますか。担当課長、ありがとうございます。このことについては村長にその考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） ご指摘のとおり、今の傾向としてはおっしゃるとおり、ボランティアのほうの活用等を国のほうでは視野に入れているというように思っております。そのような傾向だと思います。ただ、ボランティアの活動なんですけれども、やはりどこの自治体でもいろんな部分がボランティアということで、そういうふうな風潮にもなっていますし、それがうまく機能すればいいんですけども、一方で課題も多くあると思うんです。お年寄りなんかの参加がボランティアといっても多いですし、そう思うような協力者の数が集まらないとか、それから必要な時間帯に必要な協力が得られないとか、いろいろ若い人はなかなか難しいとかという問題もあるというふうに認識しております。ですから、村のほうとしては、ボランティアに負うことというのはやはり定型的、定量的にサービスを展開していくということになれば、基本的には確固としたサービス基盤が必要だろうというふうに考えていますし、当然介護予防ばかりではなくて、介護保険もそうですけれども、うちのほうの高齢者福祉サービス、これについても介護の基盤を利用しながら高齢者サービスを提供するということをやっていますので、やはり基本は介護保険の介護サービスを基本にして展開をしていって、補足的にボランティアを使うというふうに考えていくと、そういうふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は今の答弁を村長に求めたんですけども、村長のほうから担当課長が答えろということで、担当課長がお答えになりました。

今、担当課長の答弁の中でボランティアは非常に難しいと。私も実際そう思います。やはりなかなかボランティアといっても難しい部分が多々あるなということで理解をしております。その中で、従前の介護サービスを利用しながらこの部分についても村としては対応していくんだという考えが示されたというふうに理解をします。今の国の方向性としては、介護を必要とする方から私はその必要な介護サービスを取り上げてしまう考えだと理解をしております。しかしながら、村においてはその身体機能を維持するために必要な専門的な介護を取り上げてしまう、そういう考えは示さないというふうに理解をしたいと思います。そういった中で、今国が示す方向とは違う方向

で村は進んでいくというふうに私は理解をします。

そこでまた、別の質問に入っていきたいと思いますが、特別養護老人ホームについて、先ほど4番藤田議員のほうからも人数についてお話がありました。この特別養護老人ホームの入所待機者という数が、私も何人かいらっしゃるというお話を聞いております。この人数を介護認定と別にお示しをしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 特別養護老人ホームですが、介護保険で言うと介護老人福祉施設の待機者を介護度別にとということで、平成26年1月1日現在で申し上げます。

全体で54名で、その内訳ですが要介護度1が4名、介護度2が13名、介護度3が19名、介護度4が13名、介護度5が5名、合計54名いらっしゃいますが、平成25年4月1日は69名いらっしゃったのですが、待機中に16名の方が亡くなっているというのが主な減少の要因となっております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま非常にショッキングな話だなと受け取りました。当初70人ぐらいいた方が16名が待機中にお亡くなりになられてしまったと。必要な介護サービスを十分に受けることもなく命が絶たれてしまったということで、非常に私は今ショックを受けています。この特別養護老人ホームの入所待機、またいろいろ問題があるのかなと思うのですが、この待機者に対してどのようにお考えになりますか。これも村長に伺いたいんですけども、担当課長のほうでもいいです。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 待機者の件なんですけれども、従前より待機者はそのような数で推移をできております。当然保険者でもあるわけですから、村としても保険者として保険者義務があるわけですから、その部分についてはいかようにか解消するというような方向性を見出していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 確かにそうなんです。保険者の義務なんです。その義務をきちんと果たしていない。ですからこの場で、私はばんきりこの介護保険についても質問をするわけです。ここで前に申し上げましたように、まさに保険あって介護なしなんです。まったくもって介護保険の実態が出ている、明らかになっているなどというふうに考えるわけでありまして。さらに、2015年4月から予定されている医療・介護総合推進法、この中では特別養護老人ホームの入所基準をさらにこれを引き上げしようではないかということが今議論されているわけです。介護3以上の方に限定しようというふうに国会の中で審議をされているというふうに私は理解をするわけです。ですから先ほど人数をお示ししていただいたわけなんですけれども、平成26年1月1日現在

でいきますと17名の方が外されてしまうということになります。さらにこれはまた保険あって介護なしの状況になってしまう。しかしながら、先ほど担当課長がお答えになりましたように、国の方向性とは村は違う方向でいくということで先ほど答弁がございました。ではこの部分に関しても、国とはちょっと違う方向で村は対応するのか。課長、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 今申し上げましたとおり、多くの待機者がいらっしゃる中で、また入所を限定するということになって、保険の趣旨とは逆行するというふうにも思われます。要介護度3以外の方は、特別養護老人ホーム以外の老人保健施設とか有料老人ホームの高いほうを選択しなくてはならないというような、利用者にとっては家族にとっても不利益な方向に働く、金額的にはそういう方向になってしまうという懸念もございます。この入所者を介護度3以上に限定するということは、結局その入所者を単純に解決してはくれません。同じです。入所の待機者を解決するものでもなくて、待機人数が少なくなるわけでもない。そうすると、結果としてどのようになるかという、今でもそうなんですけれども、施設入所のキャパが少ないものだから、どうしても日帰り通所施設、デイサービスとかに集中していると。そうするとデイサービスは本来のデイサービスとしての役割があるんですが、それが機能しないで単純に施設入所者の待機施設化が進んでいると、それにまた拍車がかかるというような状況が見えてくるというふうに思っております。そういうふうな状況がございしますので、平成26年度は見直し時期になります。第7期の高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画、これの策定見直し時期にあたりますので、その中でそのようなことも踏まえて整理していきたいというふうに考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま平成26年度で第7期の高齢者福祉計画の策定をしていくと、介護保険も第6期の計画を策定していくんだというご答弁で理解をしてほしいということなんですけれども、私は理解をするにあたって、高齢者の方たちが今大変な思いをしている、この西郷村をここまで築き上げてくれた人たちが、慣れ親しんだこの地で、前もここで申し上げたように、安心して暮らせるための介護保険制度であるべきだというふうに考えているわけです。そのための今課長が言われるような高齢者福祉計画であり、介護保険福祉計画だというふうに理解をするわけです。ところが実際には今ギャップが生じてきている。そのギャップをいかに村に埋めてほしいか、いかに村がそれを埋めるべきか、そのことを求めているわけでありまして。そのことを第7期高齢者福祉計画、第6期の介護保険サービスの計画の中できちんと対応していただきたいというふうに思います。

さらに今、先ほどからしつこいようですけれども、医療・介護総合推進法、この中において、利用料についても議論がされているというふうに理解をするわけでありまして。この利用料についても、介護サービス利用者で合計所得160万円、年金収入で

280万円の人たちのサービス利用料を改定しようということで、今審議がされています。これによって人数というのが村のほうで把握されていますか。お示してください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 今サービスを利用している方、これは平成25年度で43名いらっしゃいます。ただし、今年の1月1日現在では、仕事があつて32名というふうに減少しております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 平成26年1月1日現在で32名の方が該当されるということで理解をしたいと思います。この方たちがこのままこの法案が通っていけば、現在の利用料が1割から2割になってしまうということであるというふうに理解をするわけです。これに対して、担当者としてはどのようにお考えになりますか。どのように対応すべきか、お考えがあればお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） この人たちは、次年度から利用料が現行1割のものが2割になります。これに対してどのように考えているかということなんですが、この目的自体はやはり介護保険の財源不足が原因にあります。全体的な介護保険の財源をどうやって手だてしていこうかというようなことなんです。その中である程度の所得の高い人には一定の負担を求めると、それによって持続可能な保険制度を構築していくと。その一つの要因として、国のほうでは考えてそのような形を考えました。それに対して村はどのように対応するかということなんですが、基本的にはございません。確かに想定されるのは、サービスが制限される方が出てくるかもしれません。そのような懸念もあるんだとは思いますが、一応今のところ、そこに対してはまったくサービスが使えないというような状況になるような所得の人ではないというふうに考えておりますので、それに対する善後策とかは特に今、村のほうとしては考えてございません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 対応を考えていないということで、答弁を要約していけば、年金収入の結構大きな方がこれに該当してくるんだらうということで、収入も大きい分、なかなかその心配はないんじゃないかということ言われているのかなと思います。しかしながら、財源不足が原因ということで今答弁されましたけれども、消費税は福祉に充てるんだとかいろんな理由を言いながら、結局はこうやってなし崩しに崩していってしまうのが、私は国のやり方だというふうに思います。ここは大きな問題があるというふうに理解をしているところでもございます。

それと、この介護保険というのは社会保障だというふうに理解をしています。それが本当これが保険事業のほうに切りかわってきている、このことがこれにも顕著にあらわれてくるのかなというふうに指摘をして、次の質問に入りたいと思います。

医療・介護総合推進法では、医療と介護が連携をしてサービスを提供するとして、

地域包括ケアシステムの構築をするというふうにあります。この考え方の柱としまして、24時間地域巡回型サービスとあります。この24時間地域巡回型サービスに対する対応、これに対しての村の考え方というのはいかがなものでしょうか。これは2012年7月から新サービス創設実施に向けて、この考え方が出てきているというふうに理解をするところでもありますけれども、村としてはどのような対応を考えているのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 24時間型の地域巡回型サービスの件でございますが、次年度から新規に出てきたという考え方ではなくて、従来から24時間型巡回サービスというのは制度当初からもありましたし、平成18年の改正により大きく出てきたところです。ここの医療・介護総合推進法の中では、地域包括ケアシステムという部分が介護保険のほうで取り上げられておまして、医療・介護予防・住まい・生活支援、これらを柱として全体的なネットワークを講じまして、在宅で住み慣れたところで最後まで暮らしていけるようにというような感じで作っていかうと。医療も介護と連携してやっていかうというような形で、医療も介護もある時期の高齢化のピークを目指して、それをどうやって乗り切るかというようなところで、いろんな模索をしているということだろうというふう感じております。24時間地域巡回型サービスは、具体的には訪問診療、訪問介護、訪問看護、訪問リハ、こんなものがサービスとしてはあると思います。訪問系のサービスというのは、介護給付費の費用が低いというものもありまして、なかなか基盤が醸成できないという、そういう半面もございます。そういうふうなことから、今現在西郷村のほうで、24時間型巡回サービスをやっているところはどこもございません。24時間地域巡回型サービスを構築していくためにではどうしたらいいのかというと、どうしても訪問系では無理があると。要は施設入所系を抱きかかえ、そういうふうなものを基盤にしながら訪問系をやっついていかない限り、なかなかその基盤としては育っていかないというようなところがあるというふうに考えております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたんですけれども、24時間巡回型サービスというのは、非常にこれは資料を見れば見るほど難しいものだなというふうに理解をします。これは本当に都会的な部分で、狭い範囲の中に該当される方が多くいらっしゃるのであれば、事業としてもある種考えていける部分があるのかなというふうに思います。しかしながら、この西郷村においては、都市部と農村部の差が大きいことを考えると、非常に難しい事業だなというふうに考えるわけでありまして。ですから今国が審議をしているこの法案というのは、まさに地方を一切考えていない、こういうやり方だなというふうに指摘をしたいと思っております。

それと、また質問を変えていきたいと思うんですけれども、先ほど財源的な問題というお話もございました。この介護保険については、以前から私は公的負担をもっと増やすべきだというお話をしてきたわけがございます。国においても、さすがに厳し

い状況がわかってきたのかどうなのか、2015年度において国も介護費の公費負担分とは別に2,300億円投入されているというふうに今計画をされているというふうに理解しています。すなわち国も現制度が破綻している、このことを私は認めたものだというふうに理解をします。しかしながら、この介護費用が増えれば自動的に保険料が上がっていく、この仕組みは国は見直しをしませんでした。ですから以前から指摘してきたように、介護保険料というのは被保険者の負担の限界を超えています。これに対する介護保険者としての村の考えはいかがなのか。私はもう、今申し上げましたように被保険者の方の負担の限界を超えている。ですから一般会計からの財政投入を早急に行うべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 上田議員の質問の一般財源投入であります。前から議員はおっしゃっておりますので、よく承知をしております。

今回の改正の趣旨は全体に及んでいない、この支援の部分の事業のあり方と負担についての、あるいは2割負担、そういったこと、あるいはさっきボランティアという話が出ました。そもそも平成12年に始まるときに、この姿は最初からわかっていた。日本人として、やっぱり最終的に畳の上で死にたいといったことがだんだんなし得なくなってきた、核家族、ひとり世帯、あるいは老老介護、こういったことが増えてきた、どこかで誰かが助け船を出さないとやっぱり悲惨な最期を迎える人が多くなってしまふ。さてそこでということで、この介護保険制度ができた。既にそのときには平成12年ですが、実は東西冷戦、ドイツの壁が崩壊する頃に日本は既に消費税をもっと上げて、社会保障費を確保すべきではないかということで、これは福祉目的税という話があった。既にこのことは想定されておった。なぜか。少子高齢化と現在の世の中のことがわかっていたからです。

先ほどの一番大きな問題は2025年、いわゆる団塊世代の第一期生、そのときに合計特殊出生率は4を超えておった。今は1.26だという話です。その人が75歳になるときどうなるんだろう、これは射程の中に入っていました。そこでやっぱり出現率の問題、それを抑えようではないかというのが一つ介護予防の話と。もう一つは最終的に畳の上でという家族の介護がどこまででき得るのか、あるいはそれができなければ、小豆島で実験をやったように地域集落としてひとり暮らしの方を抱えようではないかということもあった。しかしだんだんそれを上回るスピードで核家族とひとり世帯が増えてきて、どこまでこれは公費として、介護保険として、あるいは最終的に特別養護老人ホームといったところの麗しい形でいけるのかというせめぎ合いをお互いにしてきたわけでありまして。一つは特別会計として国庫負担50%とかありますね。半分は保険料ですから25%です。そういうことがあってきましたが、言われているとおりの会計は多分破綻しているんだろうと思います。破綻というか、そもそもわかっていたところをびほう策というか、要するにその都度の対応をしてきた。では抜本的にどうするんだといった場合は、やっぱり財源をもっと確保しなければだめだ、これはわかっている。でもそう簡単には上げられないだろうというのが、今まで



の国民の選択だった。今回自民党、あるいは民主党、その他によって消費税が上がりましたが、これだって10%です。もう一つ、わかりやすくプライマリーバランスをゼロにする、バランスをイーブンにするのは19%に消費税を上げろと言っている。それだって社会保障費は間に合うかどうかわからない。そういうことを考えたときに、やっぱり今回の策は全体まで及んでいないと申し上げましたが、ボランティアを入るとか負担金を上げるとか、あるいは事業が削られないかと、そういう懸念があります。しかし最終的に私たちはやっぱり同じ西郷村に住む者として、誰かが助けなければならないといった場合には助けなければならないと思います。どこまでやるかですね。どこまで地域、家庭が頑張って、頑張る人には報奨金も出すようにこれからします。しかし最終的には、そうなる最初の出現率を抑えることです。やっぱりPPK運動をしよう、私はそう思っています。今回もマニフェストに書いてあります。やっぱりぴんぴんころりということで、元気で病気にならないで、そして痛い思いをしてお金を払うのであれば、その前に運動、あるいは食との関係とかそういうことをやっていこうというふうに思っています。それだって、全体からいえば部分的な問題かもしれません。やっぱり最終的にそういったことを考えて、これはこの部分はどうしても村が助けなければならないといったことがあれば、やっぱりやるしかないんです、一般会計を投入しても。ただ特別会計として始まったし村の会計も今後どうなっていくのか。今回職員の給与費を下げなかった村には交付税でペナルティーがきます。幾らだかわかりません。補助事業も補助金を削ると言っている。そういったことと今年の地方交付税16兆数千億円、これは去年と比べてまあまあという部分に落ちつきましたが、いよいよ今年から合併特例債の償還の問題が出てきて、それをカバーするのかが日本全国の総務省の交付税に関しては大きな問題だと。それを優遇すれば、地方自治体交付税が減っていくわけです。交付税が減っていったら西郷村は頑張っていくかとなれば、これは法人税、その他の住民税を上げて、税収を上げるしか手はありません。そういった中において、今やらなければならないものとのせめぎ合いが一般会計と特別会計の中に出てくるわけでありまして。私はやっぱりみんなでこの西郷村に住んでいたら運命共同体は頑張るしかないと思っています。しかしそれもどこまで我慢してどこまでやるかということのせめぎ合いが続いていきます、平成25年とその後も。しかし私はやっぱりなるべく後年度の負担は少なくするような手だてを講じながら、我慢するところは我慢する、しかしやらなければならないところはやっていく、この探しになっていくだろうと意味で捉えておりますので、今回議員のご提言は一々ごもつものところではありますが、やっぱりその辺は全体のバランスとしてよく見て財政運営等、少なくとも先ほど申しましたとおり、1回始まったら10年は変えない、そういったことも見据えた財政運営における今の対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番、休憩したいんですけども。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後2時20分まで休憩いたします。

(午後2時02分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後2時20分)

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 引き続き質問をしていきたいと思えます。

ただいま答弁をいただいて、いろんな考えが示されたわけですが、ここでも何回も私が申し上げていますように、介護保険というのは家族介護から社会全体で支えることを目的にしたはずですよ。そういった意味で先ほども申し上げましたように、介護保険というのは社会保障制度だというふうに理解をするわけです。そういった中で、一定の受益者負担という部分にはある種理解をするところはございます。しかしながら、その負担分が完全に限界を超えていると、先ほどから申し上げているように、それに対して国が責任を持たない、県も十分に責任を持たないのであれば、村がもう少し責任を持ってはどうですかということなんです。それに対して、村長から財政的なことのお話がありまして、一度始まったら10年間は続けたいということなんですけれども、私は前にもここで申し上げたように、現役世代の我々はある程度は我慢できる。しかしながら高齢者の方、そしてさきに別の方から質問があったように子どもに関する部分、これにはやはり私は我慢をしてもらいたくない。我々現役世代は少し我慢しても、その分をきちんと持つべきだというふうに考えます。それをきちんと村は対応すべきだというふうに考えます。そしてさらに言えば、平成26年度の予算説明会の中で財政課長のほうからもお話がございました。いわゆる借入金の組み替えを行ったと、利息の低いものに組み替えをしたと。それは私は賛成です。その説明の中でもう一つあったのが、先の負担を軽減するために繰上償還をしたというお話がありました。そのお金を例えば介護保険事業会計のほうに入れば、保険料は若干でも下げられるわけです。そういう姿勢が私は必要ではないかというふうに考えているわけで、そのことを言っているわけでありまして。

そういった中で、恐らく同じような問答になってしまうと思えますけれども、先ほど担当課長のほうの答弁の中で地域支援事業費というお話がございました。これは私はもともと理解しているのは、従来からあった高齢者福祉計画の中の上の事業として行ってきたものだというふうに考えます。平成26年度の予算書の中で、多分地域支援事業費として3,400万円くらいの予算が計上されているというふうに私は理解をしています。これは、今申し上げましたように、本来であれば高齢者福祉計画の中での予算組みの中です。それが今回介護保険のほうに無理無理事業の中に組み入れられた。これによってもやはり国は本来持つべき責任を逃れている。そして予算まで削減をしている。その削減分を介護保険、いわゆる被保険者の方にその負担のしわ寄せがいつているというふうに私は理解をするわけです。しつこいようではありますが、介護保険というのは自治事務です。ですから村はその責任を持ってきちんと果たすべき

であるというふうに考えるわけであります。そういったことから再度伺いますけれども、一般会計からの財政投入を行うべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 自治事務だからということもありますが、財源構成上は国と直結しております。しかし先ほど申し上げたのと同じです。そのしわ寄せがどうできるか。やっぱり責任は制度をつくった国、あるいは自治事務と称する今の村の責任、お互い利用者相まって、そして負託に応えるということが姿勢であります。ただやり方につきましては、いろいろ予算の組み上げの問題とか、あるいはほかとの関係とか、今言われた繰上償還、いろんな手だてもあります。そういったことを見ながらやっていくというわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 残念なことに方向性としては私が言う方向には絶対行かないというふうに理解をしたいなと思います。一般会計からの財政投入はしないという考えで村長は行くんだというふうに理解をしてよろしいですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） しないとは言っていないんですが、よく考えてやっていくというわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） よく考えてということでしたけれども、先ほどありましたように特別養護老人ホームの待機者70名ぐらいの方がいらっしゃったけれども、実際にもう16名の方がサービスを利用できないで命を落とされてしまっている。これ以上何年待たせるつもりですか。何か月待たせるおつもりですか。そのことを私は申し上げているのです。再度伺います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） よく考えてやっていきます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

12番、ちょっと待って。

傍聴席からの発言は禁止されております。

○12番（上田秀人君） 非常に残念であると申し上げて、次の質問に入っていきたいと思えます。

次の質問の2点目といたしまして、雪害対策についてということで質問を行いたいと思えます。

先ほど同僚議員のほうからも質問がありましたように、2月8日、9日、そしてさらには14日から始まったあの大雪に対して、西郷村においても農業施設をはじめ、さまざまな被害が発生したというふうに私も理解をしております。その被害状況について、先ほど同僚議員のほうから農業施設関係について質問があり、その答弁の中で状況が大体つかめてきましたものですから、農業施設に対しての被害状況については

理解をしましたのでそこは割愛をさせていただきたいと思います。

そこで、また別な意味で伺いたいと思うんですけれども、農業施設だけではなくて、今回のこの雪の害において、カーポート、簡易の車庫ですね、車をとめておく屋根だけの車庫というんですか、それが倒壊したりというのもあったと思います。それと倉庫のほうも先ほど話がありましたけれども、この被害の状況についてはいかがだったでしょうか。倉庫は先ほどありましたので、カーポートなど車をとめておく駐車場の屋根が倒壊したとかという話をかなり聞いておりますけれども、幾つあったのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 12番上田議員のご質問にお答えします。

カーポート関係で罹災証明を西郷分署が出しておる物件でございますが、5件でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 西郷文書から雪の害でカーポートが潰されましたよという申請で罹災証明書を出したのは5件だというお答えだと思うんです。しかし実際に幾つのカーポートが潰れされたのか、そのことをでは村では把握されていないんですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。その調査は行っておりません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 調査を行っていないということで、私からすれば不十分な今回の雪の害に対する被害調査ではないのかというふうに考えるわけであります。たまたま昨日、鉄鋼業を営む方とお話をする機会がございました。あの雪の害の後、「仕事はどうした、雪がひどくてなかなか外の仕事はできないのではないの」というお話をしました。そしたらその方が言われたのは、今私が申し上げたカーポートの撤去作業、この仕事が急に増えてしまいましたと。その方が非常に悩んでいたのは、「本当に申しわけなくて、お金をもらうのが気の毒でしょうがない」というお話をされてきました。「実際に1つのカーポートを撤去するのに費用というのはどのぐらいかかってしまうんですか」とお話を聞いたら、「大きさにもよるけれども、3万円から5万円ぐらいかかってしまう」と、「そういったものを今負担をしてもらいながら、私ら今、片付けさせてもらっています。こんな仕事は本当はやりたくないんです」というお話をされてきました。この部分に関して業者の方から言われたのが、「何とか村のほうで、国のほうで対応できないんですか」というお話がありました。そのお話を聞いたときに私がちょっと思い出したのは、3年前の地震のときに、住宅が倒壊したときに、倒壊した住宅を片付けるために社会資本整備交付金事業というのがございましたね。こういうものが活用できないのか。この社会資本整備交付金事業というのは、非常に幅の広い事業内容だったなというふうに理解をしておりますので、こういったものが該当するかしらないか、ここで伺ってもおそらく実態を把握されていないのであれば、

課長、わかる程度でお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

社交金関係につきましては、県のほうに今現在の動きをちょっと照会申し上げました。今現在、実際地震のときに行ったのは住宅の補修関係でございまして、カーポート等につきましては、今の段階ではちょっと動きがないという形でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 建設課長に今大変失礼なことを申し上げてしまいました。調査はされていなかったけれども、この社会資本整備交付金事業などで対応できるのかと確認をされていたということで、その部分に関しては対応が非常に優秀であるなどいうふうに申し添えたいと思います。

そこで、建設課長にこの雪の害について伺いたいと思うんですけれども、村道などでかなり影響が出たというふうに考えているわけでありまして。この村内において、この大雪による通行規制、また通行止めになった部分があったというふうに聞いております。この場所と時間は大体どれぐらい通行止めになってしまったのか、また通行規制をかけていたのか。お示しをしていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

村道における影響でございますが、村道について通行止めの区間は正式にはございませんでした。雪の影響で走行不能になり、車両を放置したことが原因によります一時的な通行止めができた場所が3か所ございました。1か所目は上芝原台上線、これは犬の訓練所がある路線でございます。山下圃場1号線、これはふるさと農道と県道増見小田倉線を結んでいる路線でございます。それと後原上線、林養魚場を通りまして、相馬商店を抜けた中道でございます。こちらの3路線が一時的に通行ができないような状態ございました。

この状態につきましては、情報が入り次第、村や委託業者の除雪機械や公用車、または職員によって人力で除雪を行いまして、車両を救出し除雪をして通行させる対応をとりました。住宅地等が張りついていない枝道につきましては、一時的にカラーコーン等で規制をかけておりました。時間的なものについてはちょっと把握しておりません。村のほうでは情報が入り次第、対応した次第でございます。

村内の国・県道につきましましては、国道289号線が2月15日の12時から18時30分まで、県道那須甲子線、2月15日の12時から28日の3時まで、県道白坂停車場線、こちらのほうが2月16日の23時から19日の9時まで、県道小田倉増見線、2月15日の19時から22時30分まで通行止めとなっております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村道のほうは一時的な通行止めが3か所ほどあったけれども、

大きな通行止めはなかったということで理解をしたいと思います。

県管理の国道、県道に関しては、何か所も通行止めが発生したという部分を理解をしたいと思います。

今回の大雪について、まさに想定外の部分もあったのかなというふうに思うんですけども、行政はそれに対しても備えていなければいけなかったのではないかと、私もひとつ反省をしているところがございます。実際に今回の大雪において、除雪対応が間に合わなかった、機械の保有台数というのは決まっています。業者さんが持っている機械、村が所有している機械。そういったことに関して、農家の方が機械を所有している方もいらっしゃるよ。例えば畜産農家の方ですと小型のホイールローダーですけども持っているとか、そういった方に対して、その地域を除雪をしていただけませんかとかという協力要請は行いましたか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 実際に業者のほうの委託をかけまして、直営のほうで行っておりまして、私どものほうでは村長が自衛隊のほうに要請をお願いしたり、あと家畜改良センターのほうにも機械のほうをお貸しいただきませんかというような問いかけはいたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私は、くしくも昨年の12月の第4回の定例会の中で、農家の方も所有している機械で協力をお願いしてはどうですかというお話をしていたわけです。そういったことが一切今回もされていないというふうに理解をしなければならぬのかなというふうに思います。

さらに伺いたいと思うんですけども、報道なんかで大きく報道されていたのは、車が立ち往生してそこに置いて行ってしまう。動けなくなって放置されている車があり、除雪作業に大きく支障を来したということでありました。村内においてもやはり同様のことが先ほどの答弁の中で発生したというふうに理解をしております。これに対して、防災無線を使って不要不急の外出を控えること、そしてさらに今申し上げたように、もし機械に余力があるのであれば、除雪作業への協力の呼びかけをすべきだったのではないかとというふうに考えるんですけども、その点に関してはいかがですか。防災無線などで呼びかけをしたのかしないのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 防災無線によるご連絡に関しましては、雪の状況について防災無線で広報はいたしておりましたが、除雪に関してのご依頼の防災無線のほうは行ってございません。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 呼びかけを行っていなかったということでありますので、やはりこのこともきちんと視野に入れて今後は対応をすべきかなというふうに申し伝えたい

いと思います。

今、今後の対応ということでお話をしましたので、今後の対策と対応ということで、質問に入っていきたいなというふうに思います。

今回お話を伺っています除雪車の故障などがかなり発生して、対応が遅れたというふうに聞いております。私は機械がいろいろ好きなものですから見ていますと、故障の原因としてかなり機械が古くなっていると、老朽化しているのではないかというふうに考えられます。これは更新時期に入っているのではないかというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

村の保有している機械は大型機械が2台ございまして、全部で4台ございまして、そのうち1台は新しい機械でございまして。残り3台につきましては、もうかなりの経過年数を経過している古い機械でございまして。順次更新を考えておりますが、何せ機械のほうの値段等もございまして、1回に3台という形ではなくて随時更新を考えてございまして。

以上でございまして。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 順次計画的に更新をしていくと。いきなり3台、4台ぽんと切りかえるわけにいかないというのは十分理解します。

今回の大雪を教訓に、私はロータリー除雪車というものを装備すべきではないかなというふうに考えます。今回由井ヶ原地区のほうに県のロータリー車が出動してくれまして、由井ヶ原の吹きだまりの強い部分をずっと除雪をしていただいて、由井ヶ原の方たちは非常に感謝をしておりました。そういった意味で今回のこのような雪がもう二度とないとは決して言えないわけですよ。もしかするとまた降るかもしれない。そういった意味での備えをするためにも、やはり村でロータリー除雪車を考えるべきではないかというふうに思います。もしくは広域でそういった考えをすべきではないかと思っておりますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。今回の雪の量に関しましては、今まで想定されていなかった雪の量でございまして。従来、村のほうで持っている機械、業者さんのほうでもっている機械につきましても、すべて雪を押しタイプの機械でございまして。今回の雪の量を見ますと、とても業者さんのほうの機械、村の機械であっても押し切れないような状況でございまして、村民の方からの要望でございまして車線を拡幅するということがなかなか難しい状況でございました。拡幅するために押し過ぎて、別な議員さんからも質問があったように、ガードレール押ししたりということの件はかなりございまして、やはりロータリーでないとなっても車線の拡幅ができないような形になっております。ですから、ある程度の雪の量に対しましては、ロータリー車を用いないとできない。また、雪を押しせないような積雪量の場合には、やはり除雪方法につき

ましても搬出を考えていく必要があるのではないかと。それにあわせて、雪の捨て場所、そういったものも今回いろいろ経験した中で感じた内容でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討していくということで、非常に値段的にも高価なものなのかなというふうに理解をするところがありますので、ぜひこれは前向きに、1度あったことは2度、3度ある可能性もあるということでを頭に入れて検討していくべきではないかというふうに申し添えたいと思います。

今回の大雪を教訓に村内の村道に限らず、すべての道路を網羅をしながら、私は除雪作業の優先順位を決めるべきだなというふうに考えるわけでありまして。そこで除雪作業計画、これを早急に立てておく必要があるのではないかとというふうに思います。業者さんが保有している機械、村が保有する機械、これを万が一に大雪が降った場合、どのように配置をするか、どのような運行をさせるか、そしてオペレーターといえますか、運転する方をどのように対応されていくか。今回を見ていると、2月14、15、16、17日、この4日間に関して、村の職員なんかその3日間、不眠不休でやっていたという話も聞いております。そういったことをやはりオペレーターを確保してきちんと休憩をとらせる。それが重大事故につながることにならないように、不眠不休がそういうことを引き起こす可能性もありますので、そういったものを踏まえて、あとは今申し上げましたように、ここは村道、ここは県道、そういう色分けをするのではなくて、県道であれ、村道であれ、国道であれ、村民の方がその道を使うわけですから、その安全輸送を確保し、交通を確保しなければならない義務が村はあると思います。そういった意味できちんと今回のことを教訓に、除雪作業計画を立てるべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

今回の大雪の対応を検証しまして、除雪計画、路線の見直し、あとは降雪量によっては排雪場所の確保、それと歩道の除雪ですね。それとロータリー除雪車の必要性、それと歩道関係ですと手押しの除雪機械の台数の増とか、あるいは国・県道関係もございまして関係機関との連携等をあわせて今後検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま前向きに考えていくという答弁をいただいたんですけども、その答弁の中で手押しの小型のロータリー式除雪車というお話もございましたよね。これは次の質問の中で歩道についての対応ということで伺いたいと思いますので、伺っていきたくと思いますけれども、手押しの小型のロータリー式除雪車を各行政区ごとに配備をしてはどうかというふうに考えるわけです。確かにお金はかかります。しかしながら、いざというときに各行政区ごとにあれば、行政区の方に対応していただける可能性も十分に高まるわけでありまして。そしてさきの質問の中でボラ



ンティアという話もありましたけれども、ボランティアでやってもいいよという方がいらっしやいます。しかしながら機械がなかなか役場までとりに来れない、どうやって運んだらいいのかわからない。だからやりたくてもやれないんだよというお話がありました。ですから各集会施設に配備をするなり各行政区ごとに配備をする、こういうこともやはり検討すべきではないかと思えます。それに伴って、作業するに当たっての安全講習、さらには保険の加入なども検討しなければならないと思えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 行政区関係の手押し機械のお話でございました。今回どうしても歩道に関しましては、幹線が優先という形でかなり後手を踏んだ状態でございます。私どものほうとしましては、ぜひそういった形で行政区なりボランティア団体の立ち上げというのが必ず出てきたり、お願いするような状態になってきていると思えます。こちらのほうはちょっと財源的にも伴うものですから、こちらも踏まえて検討させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 財政も伴うということで、非常に難しい問題だと思うんですけども、私が今、ボランティアと申し上げましたけれども、作業をするにあたっては一つの形として有償ボランティアという形も視野に入れながら行うべきではないかというふうに思えます。

あとは、この大雪に関して、今回非常に村の対応でよかった部分ということで、高齢者の方のところに役場の職員の方が機械を搬入して雪かきをした。機械が使えないところは手で雪かきをした、こういう話も聞いております。これは私は非常に頭の下がる思いであるし、おそらく自分の家の雪の片付けも後回しにしながら対応してくれたというふうに理解をしております。その感謝の声も寄せられています。そういった中で一つ気になったのは、ある行政区の区長さんから言われたんですけども、消防屯所の前に雪の山ができていたと。これは除雪で寄せられた雪ではなくて、おそらく積もった雪がそのままになっていたと思うんです。その雪を見たときに、「万が一ここで火が発生したときに、ここから消防車はどうやって出るんだい」というお話がありました。こういったことで消防に対しての今回指示というものは何かあったのですか。伺います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

防災行政無線で各消防団には除雪、屯所の前とそれから消火栓等の周りについて、除雪を点検してくださいということで放送はいたしました。それで、実際にちょっとまだ消火栓の周りを掃いていないよとか、そういう情報もございました。それは点検して、その後除雪はしてまいりました。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、総務課長のほうから消防団に対して指示を行ったというお

話しでしたけれども、私が聞いている話では、その行政区の方の話では、消防団の方が除雪をしたのではなくて消防団のお父さんが屯所のところを除雪していたと、こういう話を聞きました。そういう事例もあるのかなとは思いますが、果たして本当にそれでいいのかなという部分もございます。あとは消防団の方に対して何でもかんでも求めるわけではありません。しかしながら、地域の方を十分に知っているわけですから、役場の職員と伴って、できればそういう除雪活動にも当たっていただければというふうに考えていたのですけれども、村としての対応はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

消防団の場合は、除雪までは業務に入っておりませんが、極力できる協力はするという形で、今後消防団のほうにもこういう緊急の場合についてはできることをやっていくということをお願いしていきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今の答弁というのは本当に縦割りの答弁だなというふうに思います。消防団の人というのは火事の現場、もしくは水防関係ですよね、そういうのが今業務に上がっているというふうに私は理解をしております。しかしながら、今回、2月14日から15、16日にかけてのあの大雪、1日で1メートルも降るような雪、そして16日においては本当に前も見えないような地吹雪、ああいう状況が続いている中で災害として捉えたときに対処はどうだったのですかということなんです。決して消防団を責めるつもりはない。これは村の体質を私が言っているだけであって、そのことはきちんと今回のことを教訓に生かすべきだということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日、明後日は休日休会とし、17日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後2時51分）